

農林物資規格調査会議事録

農林水産省総合食料局品質課

農林物資規格調査会総会

日時:平成13年9月4日(火)
会場:農林水産省第2特別会議室
時間:14:00~16:46

議 事 次 第

1. 開 会
2. 総合食料局長挨拶
3. 議 題
 - (1) 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について
 - (2) 加工食品品質表示基準の一部改正について
 - (3) はつかの日本農林規格の見直しについて
 - (4) 農林物資規格調査会運営規程の一部改正について
 - (5) その他
4. 閉 会

配布資料

- 1 農林物資規格調査会委員名簿
- 2 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正案
- 3 加工食品品質表示基準の一部改正案
- 4 はつかの日本農林規格の見直し案
- 5 農林物資規格調査会運営規程
- 6 加工食品品質表示基準

農林物資規格調査会委員出席者名簿

氏 名	役 職 名
有馬 孝禮	東京大学大学院教授
粟生 美世	(社)栄養改善普及会リーダー
板倉 ゆか子	国民生活センター商品テスト部調査役
会長代理	
岩崎 充利	(財)食品産業センター理事長
大木 美智子	消費科学連合会会長
大武 勇(欠席)	全国水産物商業協同組合連合会理事
小笠原 荘一(欠席)	日本チェーンストア協会常務理事
河村 郁生	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長
坂井 光男	(社)日本食肉加工協会常務理事
新蔵 敏彦	全国漁業協同組合連合会常務理事

鈴木 肇	(社)全国中央市場青果卸売協会理事
田中 隆行	(社)全国木材組合連合会副会長
谷 美代子	日本生活協同組合連合会理事
福岡伊三夫(欠席)	全国食肉事業協同組合連合会会長
会長	
本間 清一	お茶の水女子大学教授
森 光國	(社)日本缶詰協会専務理事
山口 博人(欠席)	(社)日本木造住宅産業協会副会長
山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
横山 順子	主婦連合会事務局
吉田 勲	日本合板工業組合連合会副会長

事務局

西藤総合食料局長、北原審議官、小林品質課長、田中食料表示対策室長、品質課井坂上席規格専門官

○小林品質課長 時間となりましたので、農林物資規格調査会総会を開催させていただきたいと思っております。

本日の総会の出席状況ですが、大武委員と小笠原委員は所用のために欠席をされるということ、それから岩崎委員、福岡委員、山口委員が少し遅れられてご出席という予定になっております。総勢が20名の委員のうち、現時点で15名の委員のご出席ですので過半数を超えております。農林物資規格調査会令第6条第1項の規定に基づきまして、会議は成立しているということになります。

それでは、ここで本日の農林物資規格調査会総会の開催に当たりまして、総合食料局長からごあいさつを申し上げます。

○西藤総合食料局長 総合食料局長の西藤でございます。

農林物資規格調査会の総会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思っております。

委員の皆様、ご多様中にもかかわらずご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろからそれぞれの分野で、食品の消費・流通・加工に関する我々の施策にご支援、ご協力を賜っておりますことを、この場をかりて御礼を申し上げたいと思っております。

本日の調査会では3つのことをご審議願う予定にいたしております。

1つは、遺伝子組換え食品の表示問題でございます。高オレイン酸の大豆が本年3月に安全性審査を受けて流通するという運びになってまいりました。遺伝子組換え食品の表示問題で、組成、栄養素、用途等の異なるものについては、加工分野に含めて表示していただくということは、考え方として整理をさせていただいておりましたけれども、今回、初めてそういう点でのものになるかと思っております。

2つ目は、加工食品の表示の問題の中でも、牛乳の容器にかかわる問題でございます。高齢世帯というわけではありませんけれども、視覚障害者の方、いろいろハンディキャップがある方も充実した食生活を送っていただく、あるいは適切な情報のもとでの食生活を営んでいただくということで、切欠きを規制することによって表示の徹底を図っていくという一つの新しい取り組みでございます。

3つ目は、これは前回のJAS法改正で、JAS規格について消費・流通・製造という実態の変化に合わせて、すべての規格について5年ごとに見直しをして継続・廃止・改正、いずれかの方途をとっていくということで取り組んできております。そういう点で、既に昨年も幾つかの取り組みをいたしておりますが、今回、その中ではつかのJAS規格についてご審議いただくという状況になっております。私ども、実態から見て廃止してはどうかということでご提案をさせていただくことにいたしております。

本日は、以上3つの議題についてご審議いただく予定になっておりますが、どうかよろしくご願い申し上げます。

○小林品質課長 では、あとは本間会長に議事を進めていただきたいと思いますけれども、それに先立ちましてご報告させていただくことがございます。

事務局の井坂の方からご報告させていただきます。

○井坂上席規格専門官 それでは、2点ご報告申し上げます。

去る8月3日に行われましたJAS調査会総会におきまして、農産物漬物の原料の割合表示の例

がわかりにくいことから、これを改めるということでご意見の一致を見たところでありますが、これに伴いますところの告示文の原案の修正の取り扱いにつきましては、会長に一任されたところであります。

これを受けまして、事務局で原案の修正の要否を検討いたしました結果、一部を修正することが適当であるとの判断に至りましたことから、修正案を会長にお諮りしまして、今お配りしておりますとおりに原案に修正を加えることといたしました。

また、答申文につきましても、「原案のとおり改正することに特に異議なし」ということでご承認いただきましたが、原案を修正いたしましたので、会長のご了解をいただきまして答申文を「原案の別添のとおり修正の上、改正することを了承する。」と訂正しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

○本間会長 それでは、委員の皆さん方のお手元に修正の資料がございましょうか。

では、せっかくですので、確認のためもう一度配ったところをご説明願いたいと思います。

○井坂上席規格専門官 それでは、ただいまお配りしましたものですが、これが答申文でございます。それで、答申文といたしまして、「農産物漬物品質表示基準の一部改正について(答申)」としまして、平成13年4月5日付け12総合第 967号をもって諮問のあったこのことについて、本調査会で調査審議に付した結果を下記のとおり答申するとしていたしまして、記といたしまして、「原案を別添のとおり修正の上、改正することを了承する。」としております。

次のページに別添といたしまして新旧表がございまして。

総会にお諮りしました改正案が右側でありまして、これにつきましては「原産地の文字の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。」としておりましたものを、左側のように「原産地名及び原材料の名称の次に、原材料に占める重量の割合を、パーセントの単位をもって単位を明記して記載すること。」としております。「中国(だいこん)」と、その次に割合を書きいただくというふうにしてございます。

ただし書きといたしまして「(イ)に定めるところにより原産地を記載する場合を除く。」としております。これで、(イ)につきましては、まとめ書きでございまして、原材料の記載が2以上連続して、例えば「中国(だいこん、なす)、韓国(だいこん、なす)」となっていた場合に、その前の中国についての「だいこん、なす」の記載を省略できるという規定でございまして、「中国、韓国(だいこん、なす)」と、こういう表示の例が(イ)でございまして、これにつきましては、これに割合表示をしますと非常に複雑になりますので、こういう省略の表示をとった場合、これについては対象としないということでございまして、それで割合を書く場合は省略をしないで、「中国(だいこん、なす)〇〇%」「韓国(だいこん、なす)〇〇%」と、そういう表示にさせていただくという内容でございまして。

以上でございます。

○本間会長 ただいまのような修正で答申するというところに、私と相談いたしまして決めたことですが、これにつきまして何かご意見ございましょうか。

それでは、ご了解いただいたということで、この修正をもって答申とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

農林物資規格調査会運営規定第7条の規定によりまして、本日の会議の議事録署名人をお願いしたいと思います。順序でまいりますと福岡委員と森委員ですが、福岡委員と山口委員がまだ着いておりませんので、最初の部分が欠落するというわけにもまいりませんので、森委員と山中委員のお二人をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、かなり違うものが3つ並んでおります。まず議題1の遺伝子組換えに関する表示に係る基準の改正でございまして。

まず、事務局からご説明をいただきたいと思いますが。

○田中食品表示対策室長 表示対策室長の田中でございまして。

遺伝子組換えに関する表示に係る基準の改正につきまして、改正の趣旨、改正案等についてご説明をさせていただきます。

まず、ご説明をいたします前に、事前にお配りしました資料から一部差し替え、追加等がございまして、その点についてご説明を申し上げます。

まず資料2-2の1ページなんですけど、新旧対照表でございまして。

ここの左側の改正案の欄の下から2行目、「以下「製造業者等」という。」というのを削除いたしました。これは、この後製造業者等ということを繰り返す必要がないということで、削除したというこ

とでございます。

資料2-2の関係は以上でありまして、その次に重ねておりますA4の参考資料がございます。1枚目は、遺伝子組換え食品の表示というタイトルをつけておりますが、ここの左側の①と付しております括弧の中でございます。ここの最後の行「遺伝子組換え農産物」とありますが、その後にお配りしました資料では「(特定遺伝子組換え農産物)」と書いておりましたが、それを書くまでもないということで、このデータでは削除をいたしました。

その右側に、線の下に括弧でくりまして、「(脱脂されたことにより、高オレイン酸形質を有しなくなったものを除く。)」つまり、脱脂大豆を除くということをごに書いておりますが、以前は、ここの部分には「加工後も組み換えられたDNA等が残存するかどうかにかかわらず」と書いておりましたが、ここを「脱脂大豆についてはそれを除く」と置き換えました。

さらに、その右側の枠で囲んでおります「特定分別生産流通管理が行われた左の」と書いておりますが、これは従来の「特定遺伝子組換え農産物」と書いておりましたけれども、その特定という文字にかえて、「左の」という言葉に換えました。下の枠で囲んでおるところも、冒頭「左の」と書いておりますが、従前は「特定」という文字に置き換わっておりました。

それから左下に行っていたきまして、枠で囲んだ②というのがございますが、ここは書き方を変えただけで、内容は変えてございません。

それから、右下に⑤と書いております5枚目ですけれども、これは追加したペーパーでありまして、高オレイン酸遺伝子組換え大豆に係る特徴等について記した紙でございます。この追加したペーパーの内容は、想定される高オレイン酸遺伝子組換え大豆というのは、主に食用油でありますということ。それから特徴といたしましては、一つは油の熱安定性が高いという特徴があるということ。

それから(2)で、コレステロールへの作用、つまり悪玉コレステロールを下げ、善玉コレステロールを低下させないという作用がある旨の有用性があるという報告がなされているということを紹介しております。

先ほどのご発言の中に、安全性確認はこの3月に行われた旨とありました。

栽培状況としまして、現在、米国で2000年で約2,000ヘクタールということでありまして、大豆の米国における作付面積の0.1%以下、そういう状況にあるということをごに書いてございます。

差し替え、追加等についての説明は以上でございます。

では、本題に戻りまして、初めに諮問文についてご説明を申し上げます。

諮問文は資料2でございます。

13年2月14日に、農林水産大臣より農林物資規格調査会会長あてに諮問がなされておりました。下記の品質表示基準の一部改正を行う必要があるとの、JAS法第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求めるということになっておりました。この記の2番のところが遺伝子組換え、今回の高オレイン酸の関係でございます。

2としまして、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準ということになってございます。

それから、次に改正の趣旨、内容についてご説明を申し上げます。

これは資料2-1でございます。

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正について(案)。

1、改正の趣旨ですが、厚生省は昨年12月食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会を開催いたしまして、組成、栄養素等に関して従来の食品と同等でない遺伝子組換え農産物として、初めて高オレイン酸の遺伝子組換え大豆の安全性が審議され、同部会としてその安全性が確認をされたところでございます。その後、パブリックコメント及びWTO通報を経まして、新たに設置されました薬事・食品衛生調査会のもとで本年3月に審議され、その安全性確認が最終的になされたということでございます。

また、農林水産省におきましても、食品表示問題懇談会では、平成9年から遺伝子組換え食品の具体的な表示のあり方について検討を行ったところでありまして、平成11年8月にその報告がなされたところでございます。

この報告では、組成、栄養素等に関して、従来の食品と同等でない遺伝子組換え農産物及びこれを主な原材料とする加工食品については、その安全性が確認された時点で義務表示を導入すべきであり、その表示方法は、一括表示中の品名または原材料名の表示において「○○(変化した組成等・遺伝子組換え)」等とするのが適当とされたところでございます。

これらを踏まえまして、高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする加工食品について、その旨表示を義務づけることといたしまして、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準を改正するというごさいます。

その改正の内容についてですが、高オレイン酸大豆及びこれを原材料とする加工食品について、高オレイン酸の遺伝子組換え大豆に関する表示の基準を定めるというのが、この内容でございます。

遺伝子組換えに関する表示に係る基準の改正の説明に行きたいんですが、その前に関連の資料をもちまして、遺伝子組換え食品の表示の区分けとか、2月に開催されました部会における改正案からの変更点等について説明をさせていただき、その後で新旧対照表に触れたいと思っております。

まず、先ほど差し替えました参考資料をお手元にしていただきたいと思います。

従来から遺伝子組換え食品の表示の規定がなされておりますのは、この参考資料1枚目の左下に枠で②と囲んでおりますが、これが「組成、栄養価等が従来と同等の遺伝子組換え農産物」に係る表示の方法として、これまで規定をされているものをここにあらわしました。

今般、高オレイン酸大豆ということで、従来のもとの組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物ということで、左上に①と枠で囲んでおります。これが、今回新たに提案するものの表示の区分けということでございます。

先ほども少し触れましたが、そのすぐ右に括弧して3行だけ表現しておりますが、「(脱脂されたことにより、高オレイン酸形質を有しなくなったものを除く。)」これは脱脂大豆のことを表現いたしておりまして、そういったものはこの対象から除きますということをごさいます。

こういった従来のもとの著しく異なる遺伝子組換え農産物につきましては、その右に書いてありますように、一つは「特定分別生産流通管理が行われた左の遺伝子組換え農産物」にあつては、その右に網かけをいたしておりますように、「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」と表示をする。その次の枠で囲んだものは、「左の遺伝子組換え農産物が意図的に混合されたもの」、意図的に混合されたものにあつては、その右に網かけをいたしておりますように、「大豆(高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合)」、「混合」という文字の表示していただくということに整理をいたしております。

次に1枚めくっていただきまして、2ページ目ではタイトルとして「高オレイン酸遺伝子組換え大豆の表示の変更点整理」としております。

これはその後、3ページ目以降で説明をいたしますが、パブリックコメントの中からその意見を踏まえて変更したところということでございます。

一番左の段では大きく2つに分けてございまして、1つは分別生産流通管理の確認ができる場合、IP確認がされている場合ということで、次の欄ではケースとして2段に書き分けてございまして。ケースの上段では、「分別生産流通管理が行われた高オレイン酸大豆のみを使用」した、100%使用した場合が、その右に行きまして「高オレイン酸遺伝子組換えのものを分別」または「高オレイン酸遺伝子組換え」と表示をしていただく。その場合のメリット表示というのは、例えば「高オレイン酸遺伝子組換え大豆使用」などとなるのではないかとここに表現いたしております。

その中段ですが、IP確認ができていて、なおかつケースの中段で「意図的に混合された高オレイン酸大豆を使用」した場合、IP確認ができていて、意図的に混合した高オレイン酸大豆を使用したといった場合の表示は、これまで部会におきましては高オレイン酸遺伝子組換え使用、括弧、その混合されたパーセントを書いていたと提案をいたしてございましたところ、今回ではそれを変更いたしまして、「高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合」と書いていただくということでございまして。

ただし、その右の欄に、「欄外にメリット表示をする場合はその使用割合を欄外又は欄内に義務表示」と書いてありますように、表示をしていただく。これは現在あります加工食品品質表示基準の第5条に、特色ある原材料等の表示という規定がございまして。参考までに読み上げますと、その5条のところでは、「使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合、その表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付してその重量の割合を表示すること」というのが、既に加工食品品質表示基準の中に規定をされてございまして、その一般的な加工食品の基準をここに引用するというごさいます。

それから最下段のところ、一番左のところは「分別生産流通管理の確認ができていない場合」。上はIP管理ができていないんですが、下はできていない場合で、なおかつこのケースの欄を見ていただきますと、IP確認はできていないけれども、意図的に混合された高オレイン酸原料を使用しているといった場合の表示は、部会におきましては「遺伝子組換え不分別」又は表示不要」と提

案をいたしておりましたが、本総会におきましてはこれを変更しまして、「高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合」と書いていただくというふうに変更したいと思っております。

次に3ページをお開きいただきますと、パブリックコメントの中から合理的な意見として採用し、先ほどの変更点に至ったものを説明するために用意した資料でございます。

1つは脱脂大豆の扱いですが、そのパブリックコメントの概要として枠で囲みました。脱脂加工された高オレイン酸大豆を使用した醤油製造にあって、その場合、オレイン酸は既に油分として脱脂されるときに除去されて醤油に含まれることはないと考えられることから、それに高オレイン酸と表示することは消費者に著しい誤認を与えるおそれがあるという意見がございました。

さらには、高オレイン酸大豆の油かす(脱脂大豆)は、従来の大豆と同等であることが証明されていることから、他の遺伝子組換え農作物と同様に扱うべきという意見もございました。

こういったことを踏まえまして、「部会案では、高オレイン酸遺伝子組換え大豆を脱脂した結果、高オレイン酸形質を失った脱脂大豆を原料とした加工食品についても表示対象とすることとしておりましたが、当該脱脂大豆の組成は通常の脱脂大豆と違いがなく、高オレイン酸表示を行うことは消費者に著しい誤認を与えかねないことから、高オレイン酸遺伝子組換え大豆に関する表示はできない」ということにしたということでございます。

2点目、分別生産流通管理の取り扱いでございます。

これに当たってのパブリックコメントの概要ですが、遺伝子組換え・高オレイン酸大豆の表示を行う場合、「分別生産流通管理」により調達されることが要件となっている。このため、分別生産流通管理を行うことなく調達した大豆を原材料として用いた場合、原材料としての「高オレイン酸大豆・遺伝子組換え」を表示せず、脂肪酸組成を分析して成分比率表示を添え、「高オレイン酸大豆油」と任意表示することが可能になるのではないかと、こういう意見がございました。

「部会案では、高オレイン酸遺伝子組換え大豆を明らかに含んでいても、分別生産流通管理の確認ができない場合、通常の遺伝子組換え食品表示上の不分別扱いとし、油であれば表示不要とすることとしていたが、上記のように意図的に不分別扱いすることを防ぐため、高オレイン酸遺伝子組換え大豆を意図的に混合した場合にはすべて表示義務を課すことに変更する」としたわけでございます。

さらに、4ページでございます。

3点目は、重量比率表示の取り扱いでございます。このパブリックコメントのもろもろとして、1つは原材料重量比率の義務づけには意味がない。消費者に混乱をもたらす。栄養成分等の組成が一番重要な表示であり、大豆油であれば脂肪酸組成を示すことが消費者にとって意味のあるものではないのか、というのがありました。

さらには、他の植物油と混合して使用されるケースが多いと考えられるが、他の植物油中のオレイン酸含量によって、最終のオレイン酸含有量も当然異なってくる。そのため、高オレイン酸大豆油のみに原材料の重量比率を表示することは有用な情報とはならないばかりか、誤解を与えかねないという趣旨のコメントがございました。

これらを踏まえまして、下の変更点ですが、「部会案では、分別生産流通管理された高オレイン酸遺伝子組換え大豆を混合して使用した場合には重量比率表示を義務づけることとしていたが、高オレイン酸遺伝子組換え大豆の重量比率表示＝製品中のオレイン酸含量について示すもの、と消費者に誤解を与える可能性があることから、分別生産流通管理された高オレイン酸遺伝子組換え大豆のみを使用した場合以外は重量比率表示は義務づけず、「高オレイン酸遺伝子組換えのものを混合」との表示に変更する。」ということにいたしました。「ただし、優良誤認を防ぐという観点から、一括表示欄外で「高オレイン酸大豆」に関する表示をする場合は、加工食品品質表示基準第5条に規定する「特色ある原材料等の表示」に従い、欄外又は欄内に重量の割合を表示することを義務づける。」ということにさせていただいてございます。

次の5ページは、追加をしました資料で先ほど簡単に説明いたしました、高オレイン酸遺伝子組換え大豆に関する用途とか特徴等のペーパーでございます。

次の6ページは、平成11年8月10日で報告のありました食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会の報告書の抜粋でありまして、ここの関連ということで、3の(1)の①、②、③とありますが、この3類型に分類をされました。その①の類型として、今回の高オレイン酸がここに該当するわけですが、「組成、栄養素、用途等に関して従来の食品と同等でない遺伝子組換え農産物及びこれを原材料とする加工食品」というのが1つ。

2つ目の分類として、既に区分されております「加工工程後も組換えられたDNA又はこれによって生じたタンパク質が存在するもの」。

それから、3つ目の類型として、食品中にそのものが存在していないものということで、既に区分

をされていたということで、参考までにこれを抜粋をいたしました。

次の7ページから8ページは参考資料で、念のためつけさせていただきます。

この以上の説明を踏まえまして、資料の2-2、A4の新旧対照表の説明をさせていただきたいと思います。

まず、第2条の定義のところですが、ここでは右の用語と定義に加えまして、左のように特定遺伝子組換え農産物という用語と、さらに特定分別生産流通管理という用語及びその定義を加えました。これは、先ほど来申し上げておりますように、高オレイン酸など従来のものと組成等が著しく異なるものということで、そのために必要な用語と定義でございます。

読み上げて説明をいたしますと、特定遺伝子組換え農産物の定義といたしまして、「対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう」ということでございます。

それから、特定分別生産流通管理につきましては、「特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう」ということで、従来の分別生産流通管理と内容は違うものではございません。

同じく1ページの右の現行の下から5行目を見ていただきますと、第3条として、この1行目から3行目の頭まで削除するというになっておりますが、これは削除ではありませんで、次の2ページ目をお開きいただきまして、左の3行目(1)として、この言葉を置き換えてございます。なぜ、この言葉を置き換えたかと申しますのは、従来の遺伝子組換え食品の場合の規定に加えること、高オレイン酸の関係の規定が新たに加わったことから、それぞれを従来のものを(1)、今回の高オレイン酸関連を(2)としたことから、このように整理をしたものでございます。

特に、この2ページの左側にあつては、(1)のア、イ、ウの下にも線がありまして、本来、右の(1)(2)にも、(1)がアと変わっておりますので本当は下線が要るんですが、そこはちょっと線が足りませんでした。内容を少し改めておりますのは、これは文章の整理上の改めでございまして、内容を改めるものではございません。

続きまして、(2)のところでは冒頭別表3というのが出てまいりますが、この別表3は4ページの左側の一番下、「別表3(第3条関係)」とありまして、具体的には5ページの左側に、今回の高オレイン酸関連が別表3と出てまいりまして、この別表3を指しているものでございます。

内容的には、2ページの左側の(2)は内容を変えるものではありませんが、高オレイン酸の関係ということで、表現が少し変わってございます。この(2)のアのところを見ていただきますと、「特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項の規定にかかわらず、」この加工食品の第3条第6項の規定と申しますのは、表示すべき事項を省略することができる規定でございます。例えば30cm²以下は表示が省略できるとか、次には原材料が1種類のみで構成されている場合は、その原材料名の表示を省略できるという規定がございます。この原材料が1種類のみである場合は、その原材料を表示できるという規定にかかわらず、遺伝子組換えの場合は「当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。」となっております。

これは省略規定によって省略をしてしまいますと、その原材料名の次に「遺伝子組換えのものを分別」などと表示ができなくなることから、省略規定があるにもかかわらず原材料を1種類で構成された場合であっても必ず書いて、その後に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」等と表示をしていただくということを、ここに表現をいたしております。

次のイの項ですが、「特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された」先ほど申し上げたように、「意図的に混合された別表3」これはオレイン酸のための新しい別表3ですが、「の右欄に掲げる対象農産物を原材料とする場合は、加工食品品質表示基準第3条第6項」先ほどの省略することができる規定ですが、「の規定にかかわらず、当該原材料名の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。」となっております。考え方は、先ほどのアと同じような考えでございます。

「この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。」記載することができる規定をここに置いたということでございます。

次に、その下には第2項がありますが、このところは内容を改めるものではございません。

次の3ページをお開きいただきますと、左側の(2)のところは全部追加でありまして、これが高オレイン酸関係の追加部分でございます。「別表3の左欄に掲げる形質を有する特定遺伝子組換え農産物を含む同表の右欄に掲げる対象農産物」ということで、アとイに書き分けております。

アの項ですが、「特定分別生産流通管理が行われたことを確認した特定遺伝子組換え農産物である別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを分別」、「○○○遺伝子組換え」等特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物である旨を記載すること。」となっております。

イのところですが、「特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された別表3の右欄に掲げる対象農産物の場合は、当該対象農産物の名称の次に括弧を付して「○○○遺伝子組換えのものを混合」等特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物である旨を記載すること。この場合において、「○○○遺伝子組換えのものを混合」等の文字の次に括弧を付して、当該特定遺伝子組換え農産物が同一の作目に属する対象農産物に占める重量の割合を記載することができる。」という、できる規定をここに置いてございます。

それから、次の左側を見ていただきますと、第3項は内容を少し改めておりますが、これは新たに条項を設けた関係の改正でございまして、内容を改めるものではございません。

この第3項といえますのは、3項の4行目を見ていただくと「確認したものとみなす」というみなしの規定でありまして、第4項におきましては、高オレイン酸等の新たな区分けに対するみなし規定を追加をしたものでありまして、内容的には変わったことはありませんが、読み上げてみますと、「特定分別生産流通管理を行ったにもかかわらず、意図せざる特定遺伝子組換え農産物又は非特定遺伝子組換え農産物の一定の混入があった場合においても、第1項第2号ア又は第2項第2号アの確認が適切に行われている場合には、これはIPハンドリングが行われている場合には、「第1項または第2項の規定の適用については、特定分別生産流通管理が行われたことを確認したものとみなす。」という、内容的には同様なみなし規定でございまして。

それから第4条の関係ですが、第4条につきましても内容的には特に改めた部分等はございません。

それから、次の4ページは変わりありませんで、5ページは先ほども申し上げましたように、別表3というものが追加されたこと。

それから、附則のところでも少し改めがありますが、これも内容を変えたものではないということでございます。

あと、資料の2-3をお開きいただきますと、少し分厚いホチキスどめになっております。これはパブリックコメントないしはWTO通報の関係の資料でして、この1ページ目には、パブリックコメントの受付件数を書いてありますが、業界団体、企業、個人など87件の意見をいただきました。

その結果は、先ほども少し申し上げましたが、合理的な理由についてはそれを採用させていただいて、変更に至ったということでございます。

ここの3ページ目をお開きいただきますと、中段、最後のところに2としまして、WTO通報による各国のコメントはなしとなっておりますので、ご紹介させていただきました。

それから、次に重ねております英語のコピーですが、これはWTO通報いたしましたコピーをここに参考までに重ねさせていただきます。

それから資料2-4と書いております縦紙ですが、農林物資規格調査会部会議事次第ということで、2月に行われました部会の際の資料の抜粋でございます。これは3枚目以降は、このときに意見を述べられた方4氏の意見の概要をここにコピーをさせていただきます。

以上、遺伝子組換え関係の説明を終わらせていただきます。

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきましては部会が開催されておりますが、私が部会長を務めましたので、その討議内容につきまして、かわりに事務局からご報告いただきたいと思います。

○田中食品表示対策室長 それでは、部会の検討の概要ということで報告をさせていただきます。

平成13年2月22日に調査会委員5名、専門委員12名により改正の検討がなされ、原案どおり了承されました。この部会にはアクションプログラム等に基づき意見を述べることを希望する方が4名おられまして、その意見の概要は先ほど申し上げたとおりでございます。

部会の主な検討内容としましては、委員から高オレイン酸遺伝子組換え大豆から得られた脱脂加工大豆を使用した醤油など、遺伝子組換えによって得られた形質が最終製品に反映されない品目の取り扱いについてご質問がありましたが、事務局から、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が

ら油分を除去した脱脂加工大豆を使用したものに、高オレイン酸遺伝子組換え大豆使用と表示することは、消費者に醤油中のオレイン酸含量が高いと誤認されるおそれがあることから、脱脂加工大豆の取り扱いにつきましては別途検討させていただきたい旨の回答を、また今後の取り扱いについては、個別品目ごとに検討する旨の回答をいたしましたところでございます。

その他の意見としましては、1つは高オレイン酸という表示は必要であるが、遺伝子組換えという表示には疑問を感じるという意見。それから、消費者への情報提供として、できるだけ表示する必要があるという意見。それから、消費者は高オレイン酸とは何かというレベルであり、高オレイン酸と書くことによって優良誤認する可能性があり、高オレイン酸遺伝子組換え大豆に関する啓蒙が必要であるという意見。それから、高オレイン酸はメリット表示であり表示してほしい、といった意見が出されました。

以上、部会の概要をご報告させていただきました。

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、この遺伝子組換えのオレイン酸の原案と、それから部会の報告を含めまして委員の方々のご審議をいただきたいと思っております。

今回出てきた高オレイン酸と申しますのは、要するに組換えによって成分が著しく異なる場合という、実質的な最初の例になるわけでございますね。それにつきましての表示の仕方ということでございます。それで、しかも油分を取るということにおいて、今までの考えと少しアクセスが違うかもしれないけれども。

○委員 先ほどのご説明についての質問をさせていただきたいんですけれども、たしか変更点の高オレイン酸遺伝子組換え大豆に関する表示案の変更点ということで、ご説明していただいたと思うんですけれども、脱脂大豆で醤油以外で加工食品で高オレイン酸の大豆を使用した場合に、それだと表示はどうなるのでしょうか。DNA鑑定ができる、ですから醤油はできないという話ですけども、高オレイン酸大豆の脱脂大豆を使っている、加工食品でDNAが鑑定できるというようなものの具体的な表示って、どういう形になるのでしょうか。

○本間会長 委員のご質問は、要するに油かすの方のことですね。

○委員 通常の食品。醤油はわかりますけれども、醤油以外でDNAの鑑定ができるものであって脱脂大豆を使っているものの表示の仕方は。

○小林品質課長 その場合は、高オレイン酸のものはもう含まれていないわけですから、通常のルールに従ってやっていくことになります。

通常のルールでいきますと、油分とか、醤油の場合には対象外になりますが、普通のものでDNAを検出される場合には、一般のルールに従って不分別とかいうふうな形の表示になると思えます。

○委員 そうすると遺伝子組換えの不分別とかそういう言葉になるということですね。

それからもう一つなんですけれども、原料として脱脂大豆ではなくて、ただし最終的に油分がほとんど高オレイン酸が期待できないような加工食品、具体的にぴんとこないんですけれども、もしそういうものが出てきた場合は。

○小林品質課長 済みません。原料としてではなく？

○委員 原料を脱脂大豆を使わなくても、最終的な製品の中で高オレイン酸だという部分がほとんど期待できないような加工食品があった場合に、それはどういう表示になりますか。

○本間会長 とおっしゃるのは、例えば丸大豆からつくった醤油であるとか、あるいは……

○委員 ええ。醤油は今のところは表示はあれですけども。豆腐で高オレイン酸をどの程度期待するかわからないんですけれども、それはどういう表示になりますか。

○小林品質課長 高オレイン酸のものを、要するに普通の商品ですよ。あるいは脱脂大豆ではなくて？

○委員 ですけども、最終的には高オレイン酸というのは商品の価値としてはないものです。

○小林品質課長 価値があるかないかというふうなことよりも、原料として使ったかどうかという形になっております。

○委員 ということは、高オレイン酸・遺伝子組換えということになってくるわけですね。

○本間会長 済みません。私、間違えまして、豆腐の場合には油はほとんど移行しますので、今、私例として挙げたのは豆腐はちょっとまずかったと思えます。

要するに、丸大豆を使いながら、実質最終的な製品には油は入ってこないものというお尋ねですよ。それで醤油はそうかもしれませんが、豆腐を加えたのは間違いです。済みません。

○委員 ということになりますと、結局、高オレイン酸というようなイメージというのは残るということなわけですか、原料のところでは。

○本間会長 そうですね。

○委員 もう一つ、ご質問なんですけれども、さっき意図的というのを、IPハンドリングをするとかしないとかということ、もう少し具体的に教えていただけませんか。

○小林品質課長 部会でご報告をいただいた素案になりましたのが、今、ちょうど変更点整理表というのがございますね。参考資料と書いてあるものの②です。この真ん中あたりの一括表示欄の原料名表示の矢印の前のところが部会の案でございます。

それで部会の案というのはどうなっているかといいますと、一番左側の分別生産流通管理の確認ができる場合。つまり、メーカーの方が一生懸命大豆を仕分けをして、これは高オレイン酸、これは普通のものという形でかなり経費と労力をかけられて分別された場合というのは上ですね。下の場合は、むしろそれをきっちりやらなかった場合だとかいうものが下の欄になるわけですね。

それで部会の案だったらどうなるかといいますと、きっちり管理をした場合には、ここに書いてあります「高オレイン酸遺伝子組換え使用」とははっきり書いて、パーセントまで書かなくてはいけません。しかしながら、きっちりとした管理をできなかった、あるいはやらなかった場合には、遺伝子組換え不分別と書けば済んでしまう、あるいはそもそも表示が要らないという整理になってしまうわけですね。そういたしますと、一生懸命やった人については表示義務がかかって、むしろやらなかった人については表示が要らないという不公平な仕組みになるという問題がありましたので、そこはその辺についてバランスをとる必要があるだろうということがまず第1点でございます。

それから2つ目には、高オレイン酸大豆というのは基本的には値段が高価なもので希少価値のあるものですので、普通の一般の遺伝子組換え大豆の場合は、その方が安いとか収量が高いとかという性格のものであるのに対して、高オレイン酸大豆は高いわけですので、混ぜる場合に間違っていて混ぜてしまったということは基本的に余りないだろうと。混ぜる以上は高いものを混ぜるわけですから、意図的に混ぜるんだらうということですので、意図的に混ぜたことがはっきりしている場合には、分別生産流通管理の確認がよしんばできませんでしたと言っても、意図的に混ぜたことがはっきりしていれば、それははっきり表示していただくという方が、公平性の観点からもいいのではないかという形に仕組みを変えたということでございます。

○委員 そうすると意図的という場合は、1%でも何%でもいいということですか。

○小林品質課長 はい、意図的という以上、何%でも同じでございます。

○委員 ということですね。そうすると、逆に言えば、例えばわずかに1%だけ意図的に含まれるというようなことで、高オレイン酸大豆遺伝子組換えを混合という表示も可能だということですね。

○小林品質課長 ですから、むしろそこは今度逆に優良誤認というんでしょうか、高オレイン酸大豆を使いましたということを宣伝に使う。使っているけれども、実は中身はほとんど入っていないという問題、今度は逆の現象が起きますので。そのためにこの欄外のメリット表示のところに書いてありますように、欄外にメリット表示をする場合、この油は高オレイン酸大豆をたくさん使っていますよということを、また意図的に宣伝をしたいという場合には、その宣伝をされる以上は使用割合を書いてくださいというふうにしたわけです。

ですから、その場合には1%とはっきり書いてくださいというふうにして、消費者の方がだまされることがないように表示をしていただきたいと思いますということでございます。

○委員 そうしますと欄外にメリット表示をせずに、単に原材料の混合という言葉だけを使ってという場合は、消費者は特にそれについては割合もわからなければ、オレイン酸の量もわからないことになっているということですか。

○小林品質課長 そういうことになります。

しかしながら、それは一般的に必ずしもすべてのものについて原材料の比率を全部書くというふうにもしておりませんので、その一般のルールに従えばこういう結論になるんだらうと考えております。

○委員 部会のご意見をいろいろ議論されて、かなりわかりやすくなっていると思うんですが、どうも一つ気になるのは、残渣というか、かすのものは、搾った後は変わらないということなんだけど、それは科学的に余り変わらないというのか。

それからもう一つは、どういったところに残渣の用途というものが使われてきているのか、そういうところがわかれば教えてください。例えば、えさなんかに入っている部分があるんでしょうか。

○小林品質課長 大豆かすの話ですよ。大豆かすをえさに使うのではないかということですか。

○委員 はい、搾った後ですね。

○小林品質課長 えさに使うとか、あるいは先ほどの醤油だとかという部分……

○委員 はい。ほかの部分に使われるときに、搾った後のものだから変わりはしないよというのが今のご説明でしたよね。だから表示不要ということなんだけど。でも、果たしてそれがちゃんとした科

学的な根拠というのはあるのでしょうか。

○小林品質課長 まず、大豆かすの問題なんですけれども、厳密に極めて科学的に分析をいたしますと、大豆かすであっても油分はごく微量ではありますが残るの間違いございません。ですけれども、ある程度化学的な抽出をやりますので、ほとんどごく微量しか残らない。それにつきましては、特定の企業の資料ではあるんですけれども、分析のデータはございます。

私どものお手元のデータでいきますと、脱脂大豆の中で、脂肪分でしたら100g中1%以下とか、それぐらいのオーダーにまで下がってしまいます。ですから、もし本当にそれでも残っているんだからということになりますと、脱脂大豆もすべて対象にということになるんですけれども、現実の問題としてもうほとんどここには残っていないという状況のもとで、それについてまで表示させることが現実的かどうかという判断になってくるんだらうと思います。

○委員 というのは、一部分については肥料なりえさなりに回ったときに、有機農畜産物の対象外になってしまうわけでしょう、遺伝子組換えのものを使うということになってくると。そうすると、やっぱり食品以外の分野において使う場合も、ある程度そのいわれというのがわからないとまずいかなということも、ちょっと内部的に議論があったものですから。ですから、まずはそういう比較は余り差がないというのが科学的に立証されておれば、そういうことだから表示がないので、出回っているんですよということが言えるかなと思ったもので、お聞きしました。

そうすると、やっぱり油だけのことでなくて、その残りの部分もやはりある程度はつきりさせておかないと、ちょっと消費者の方も不安というか、見えない部分が出てきたらまずいんじゃないかという部分だけは気になるんです。

この原案については、非常に、前回大分議論された内容が含み入れられているのではなかろうかと私は思って、これそのものについて今議論を挟んでいるのではなくて、ちょっと関連して、少し注視しておかなければいかんことかなという意味からご質問しております。

○小林品質課長 今申し上げましたように、科学的なところにつきましては、もちろんいろいろ分析の方法はあると思うんですが、手元の資料では大体1~2%程度は残るということなんです、基本的には物理的に圧縮して油を搾っているというよりも、化学的に抽出するという

形ですので、ほとんどのものは抽出して残としては残らないというふうだと承知しております。

○本間会長 それで、技術の問題はあるけれども、油がほとんど微量しか残らないというお話ですね。あと、残渣、高オレイン酸大豆の油かす自身が、従来大豆の油かすと同等の組成を持っているということですよ。

○小林品質課長 はい、そうです。

○本間会長 それは、たしかデータがあったように私は記憶しておりますが、いかがですか。

○小林品質課長 では、今お配りをさせていただきます。

その分析結果によりますと、もちろん多少サンプルの差もありますので、ごくわずかなでこぼこはありますが、基本的には脂肪だとかタンパクだとか繊維だとか、あるいはもうちょっと微量の物質につきましてもほとんど差がないという分析結果になっておりますので、ご参考までにお配りいたします。

○本間会長 お尋ねの部分は、その部分ですか。油かすの部分ですか。

○委員 油かすの方が非常に気になるということです。我々の方でも、内部的に意見がいろいろと出てきておりますので。

○本間会長 そのかすには、従来仮にDNAなりタンパクなりが残っているということですね。

○委員 でも、組成そのものはほとんど変わらないと。

○本間会長 ええ、実質組成は変わらないということ。

○委員 したがって、それを使って、例えば家畜のえさ、あるいは肥料にしたときは、有機という名前は使用できませんね。

○小林品質課長 まず、有機畜産については、まだ審議議論中でございます。

○委員 有機農産物のところにそれをまいて、いわゆる有機肥料として利用はできないですね。意外と、かすの問題というのは結構重視しておかないといけない分野だろうと思うんですね。ウエートの的にも非常に大きいですし、関連産業にいろいろなかわりが出てきますので、非常に大きなメリット、デメリットにもかかわってくると、私は、いろいろな分野にかかわっている者として思うんですけれども。

だから、その部分はきょうでなくてもいいですが、いずれにしてもその部分はちょっとやっておく必要があると。いずれ出てくる話ではないかなと思います。

○小林品質課長 有機のかかわりにつきましては、もうちょっと整理してからお答えしたいと思います。

○本間会長 委員のおっしゃるとおりだと思います。

大豆は油だけではなくて、かすの処理を上手にやっていると産業としては成り立たないと聞いておりますので、おっしゃる部分はこれからの問題だと思います。

事務局の説明につきまして、いかがですか。何か説明のもう少し詳細を。

○委員 よくわからないんですけれども、要するに具体的にどういった食品が表示の対象になるのか、いま一度整理していただきたいと思うんですけれども。

食用油なんかはどうなるのか。それから丸大豆を使ったもの、これは当然入るわけですね。それから大豆かすを使っていろいろなケーキ類、お菓子を使った食品、これも入るわけですね。醤油は入らないわけですね。みそ、醤油は……

○小林品質課長 醤油も形態によりますね。

○委員 ある形態の場合には対象になるわけですか。どういう形態の場合ですか。

○小林品質課長 まず、この参考資料をもう一度あけていただけますでしょうか。

遺伝子組換え食品の表示という形になっているグラフ、先ほどご説明したのと重複しますけれども、もう一度ご説明をさせていただきます。

まず、一番最初の遺伝子組換え表示をするかどうか。もちろん世の中にはいろいろな考え方が存在しますので、そもそも表示がいないという考え方もありますし、原料に使っていれば何でも表示すべきだという意見もありますが、ここに書いておりますのは、その中間あたりというか、そういう形の考え方でございます。

そのうちの1つ目の基準は、組成、栄養価等が通常の農作物と著しく異なるもの、これについては表示をしていただきますという形になっております。これについては、現時点で実用化されているものとなりますと高オレイン酸大豆ですが、今後またいろいろなものが出てくる可能性はもちろんございます。例えばアレルギーの原因になるような物質を一切含まない食べ物だとか、いろいろなことが今後考えられますので、今後出てくることは考えられます。

これにつきましては、まずDNAが残るとか残らないということとは別に、これについては組成が異なるということですので、表示を義務対象としていくという形になります。したがって、例えば、高オレイン酸大豆からとれました油についてはDNAだとかタンパクというのは残っていないわけですが、高オレイン酸に由来して組成栄養価が違うわけですので、こういうものを原料にするものについては表示義務を課するという形にするというのが、1つ目のハードルになります。

まず、この1つ目のハードルについては、そこでは組成、栄養価が異ならない、同じだというふうになった場合に、2段階目に、今度はDNAが残るか、タンパクが残るかという2つ目の基準で表示義務を課すかどうかの判定をするという考え方にしております。したがって、1つ目に引っかかってしまいますと、これはDNAかどうかにはかかわらないという形になります。その場合に、今1つ例外として脱脂大豆の話が出ましたけれども、それだとしますと、組成、栄養価が通常の農作物と著しく異なるものを原料にしてつくりますと、それは表示義務が生じてくる。

仮にの話ですけれども、醤油の話で脱脂大豆からつくられた場合につきましては、今言いましたように表示義務はありませんが、議論として例えば丸大豆からつくったと。高オレイン酸の大豆というのは高価なものですので、恐らくそういうことは余りないだろうと思いますけれども、現在お示ししていますルールからは、表示義務が生じてくるということになると思います。

○委員 となりますと、この調査会で決定して官報に出すわけですが、そのときにかなり人によっては、これは入るのか、これは対象外になるのかと、そういう選択の範囲が非常にわかりづらいところがあることは事実ではないでしょうか。もし、そうすると何かQ&Aのようなものでも、役所の方で用意していただかないと、食品産業側としてはかなりややこしいことになるのではないのでしょうか。

○小林品質課長 ご指摘のとおりで、できるだけわかりやすいような説明の仕方なり、Q&Aなりの工夫をさせていただきますと思います。ですが、まず1つ目は、高オレイン酸大豆といいますが、現実の流通量は極めて低い。むしろ、どちらかというといろいろな表示が後手に回っておりますので、これについてはかなり先手を打って表示のルールを決めようという、かなりそういう先行投資的な意味合いでの表示であって、流通自体、今現時点ではほとんどないということです。

それから高オレイン酸大豆については、先ほど申し上げましたように、普通のものとは混ざってしまうというよりは、むしろそれだけ差別化して付加価値をつけて流通させるたぐいのものだと思いますので、それを使って大豆の醤油をつくるとかというのは、当面は恐らくなくて、今後、いろいろなこれに類する商品が出てきた場合、あるいは高オレイン酸大豆がもう少し普及してきた場合に、現実の問題としては大きな問題となってくると思いますので、それについての対応は十分していきたいと。

もちろん言われたとおり、Q & Aなりで十分説明したいと思いますが、緊急に大きな問題になるというほどのことでは現状ではないかと思っております。

○委員 実際には検証できない場合も対象になっているということですね。できませんよね、かなり。

○小林品質課長 今言われます検証は、科学的にでき上がったものを検証するという意味では、必ずしも検証できるというふうには断定できないと思います。

例えば、高オレイン酸については、大豆については20%含まれている。でも、ほかのものから搾った場合については5割だとか、7割だとか含まれている場合もあり得るわけで、それをミックスしてしまうと、高オレイン酸が4割だという場合に、ミックスしたのか、それともそもそも大豆から4割のものが出来たのか、ほかの油から出来たのかというのは、それだけ

からでは単純には検証できないわけです。したがって、そこは社会的検証で分析をしていくと。

遺伝子組換え食品の表示のところにつきましては、必ずしも科学的分析だけですべてどんぴしゃりというものというよりは、社会的検証でやっていくというものに、かなり全体としてウエートは移っているものだと考えております。

○委員 ただ、エライザ法だとか、PCRで脱脂大豆が対象外になったということですが、エライザにしたって、PCR法にしたって検証できるわけですね。

○小林品質課長 できますね。

先ほど言いましたように、脱脂大豆自体にはいろいろなものが残っているわけですので、それ自体を分析すれば、もちろんそれは出てくることになるんだろうと思います。

○委員 今のこの部分の考え方なんですけれども、まず最初に高オレイン酸大豆を使った場合、油を除いたものが脱脂大豆で、そのものはもう高オレイン酸の部分はないから、この参考資料の②の方で考えるというやり方でいいんですか。

○小林品質課長 そうですね。

○委員 そのときに、私がちょっとこの間、農林水産省の遺伝子組換えをやっている先生の講演があったときに伺ったときに、ある一部分の遺伝子を組み換えると、それに引きずられて幾つかの成分が変わると。それを元の同等のものを採るのが事実的にそれが大変なことだと伺ったんですね。そのときに、100%前のものと同じものはほとんどないだろうということで、では、私は途中は見切り発車という形で、これぐらいなら安全だからということでやってしまうんですかという話を伺ったら、まあという、ちょっとそこははっきりおっしゃらなかったんですね。

今の脱脂大豆が②の扱いになったときに、高オレイン酸の部分はもうなくなりますよね。でも、そうしたためにほかのDNAが引きずられて変わってくるという部分があると思うんですね。それもこちらの扱いで全く同等であると。この同等というのは、さっきのこれを見ると、チロシンのところがちょっと変わっているんですね。これで読むとわからないんですけれども、チロシンの部分が濃い色の部分と白い部分がちょっと変わっていますよね。だから、こういうふうになんか同等でないと思うんですね。

そうするとこの同等というのは、やっぱりタンパク質の問題だからアレルギーとかそういう問題が非常に難しいことになってくると思うんですけれども。この同等というのは、どういうところの辺が同等なんですか。

○小林品質課長 まず、植物ですのでいろいろな品種があったりとか、いろいろなものがあって、例えばこの分析表についても、たまたまこの分析の対象になっている大豆で分析しておりますが、当然ばらつきというのがあるんだろうと思うんですね。

遺伝子組換えの大豆だからというよりも、一般にばらつきがあって、中に入っているということなんだろうと思うんですね。ですから、ぴったりとたまたま選んだものと同じものということは、もちろん違ってくるんでしょうし、今言われましたように遺伝子組換えをしているわけですから、成分が違っている以上は、中を分析していけば多少の差はもちろん出てくるんだろうと思います。したがって、ぴったりというふうにはいかないというのは、そこはある程度やむを得ないところだろうとは思いますが。

○委員 そこを「多少の差」で片づけられてしまわれるということが、すごく不安なんです。その部分が、さっき私が本当に不安だなと思ったのが、DNAの1つのところを変えたために、連鎖反応で2つか3つの成分が変わっていくという話を聞いて、それを「多少の差」でどの辺まで押さえるかと。

言葉でしようがないかなという気はするんですけれども、その辺の多少の差とか、この辺だから安全圏だとかというのが、何かすごく私たち消費者の不安をあおるというか、あおられるわけではないんですけれども、心配のもとになってしまうというところがあるんですね。

○小林品質課長 まず1つご心配というのは、例えばアレルギーだとか健康への影響ということだと思んですが、この前も少し厚生省との関係の役割分担の話もありましたけれども、そこについては一応安全性の審査、いろいろアレルギーの問題だとかということをして、合格したものについて今議論をしていますので、そこについて……

○委員 は、しょうがない。

○小林品質課長 しょうがないといいますが、それなりの専門家がきちりと分析をされて、JASのこの機関では表示の部分をやっておりますけれども、安全性の部分は厚生省の方できちりやられた結果を踏まえてやっていますので、そこについて疑問があるというふうには思っていないという前提でご議論しておりますけれども。

○本間会長 同じかどうかということですね。確かに少し違うか、うんと違うかという、非常にわかりにくいとおっしゃるかもしれませんが、私たち食品をやっている場合、例えば大豆という、仮に日本で生産される大豆をとったときに、これは例えば過去10年とか何年という、かなり長期の間、分析データを集積するわけですね。それからとれた地域、あるいは品種、あるいは地形、それによって同じ大豆を収穫した場合でも、油の組成、含量、それからオレイン酸の含量、あるいは問題にされた仮にチロシンのアミノ酸の含量、これ全部少しずつ違うんですね。

ですから、この分析し得る対象の成分、例えば我々ざっとやったら50ぐらいはすぐ出てきてしまうと。その50通りの要素を持ったもので、ありとあらゆる地方の大豆の顔の形と言ったらいいんですかね、人相を把握するわけです。それを全部集積して、その合計値が大豆というものの日本で生産されるお顔の格好を統計的に決めるわけなんです。それに、高オレイン酸大豆を持ってきて、その中に当てはまるのか、顔が違うものなのかというふうな判定をするんですね。

ですから、これはやるとしたら、もう本当にそれをやるとすれば、そういうかなりの集積したデータに基づいてやるので、これは委員のおっしゃる1つだけ低いよといっても、それは違うとは逆に言えば言えないことが多いですね。ですから、高オレイン酸というのも、実は1年ぽっきりのものではなくて、これから生産されるかもしれない、あるいは過去何年生産されたものを持ってきて、それと違うんだよという、多くの成分の集積データで言うべきことなんです。

ですから、ちょっと話が飛びますが、前回ジャガイモのときにおられましたですね。あのときも、やっぱり実は我々の議論が、そういうふうな分析というもののとらえ方、1つでもあればバツだやうというのではなくて、かなりの集積したデータで判定する方がいいのではないかというものに、ちょっと傾きかけたんですね。要するに、一罰百戒と言っては悪いんですけども、一をもって全部とするというのは、逆に言えば科学的な判定には当たらないということになるんですね。

ですから、我々の定性的な違うか違わないかというものも、消費者の方々の心配というものをかなり取り入れてしまった判定をしているという、科学的に言えばそういう可能性もあるんですね。ですから、今の委員のご心配のチロシンだけ違うけれども、アレルギーになるかということにはならず、アレルギーの判定というのは大小の判定ではなくて、そういうものが存在しているか、していないかという別の検定をとらないといけません。

ですから、この成分の量の判定と、そういうふうなご心配の部分の動物に対して何か影響するかもしれない要因が潜んでいるというのは、ちょっと別の試験をしなければいけない。ですから、それは非常に微量でもあり得るかもしれないし、かなり量がないと出ない場合もあるということですね。ですから、同じかどうかという判定は、本当を言ったら、かなり多くのデータを蓄積しないとできないということはあると思います。ちょっととらえ方の問題になりますが。

○委員 そうすると、量的にはどれぐらい以内とか、以外とかという線引きというのは難しいということですね。

○本間会長 ええ。ですから本当を言ったら数十数百のデータを蓄積するわけです。ですから、つくばの研究機関の方々は、米の成分をやっている私たちが全成分を出していても、1年ぽっきりやっても信用してもらえないんですね。やはり5年10年たったデータの集積において、きちんと新しい品種が固定していることをよく言われますので、その同じか同じでないかという判定は、もしそれでいくんなら、本当は非常に科学的なものでやるということになると思います。

○小林品質課長 少し先ほどのご質問の厚生省の関係で資料がありましたので、ご紹介いたしますと、去年の12月ですから、まだ厚生労働省が厚生省と言っていた時代ですけども、バイテクの部会で、今お話しになりましたように、高オレイン酸大豆、意図しないで入ってしまった遺伝子というのが存在するというのが1つで、ここに書いてありますのが何と読むのかわかりませんが、dapA遺伝子と書いてございます。

そういう遺伝子が入っているのは事実だというふうに書いてありますが、しかしながらこれについては、本遺伝子のプロモーター部分といいますから、多分タンパク質の合成のときにきっかけにな

るような部分だろうと思うんですが、そういった部分が不完全なコピーとして導入されていることにより、大豆中で発現していないこと。つまり、その遺伝子が遺伝子としての効果を出していないという意味だろうと思うんですが、発現していないことが確認されているという報告を出した上で、その上の安全生を確認しているという形に処理されているというふうに承知しております。

○委員 ちょっと質問なんですけれども、安全かどうかという問題と、安心かどうかという問題は、ちょっと違いがあると思うんですよね。絶対安心かと言われたら、人間はいろいろな不安を持ちますから。

この資料の2-1のところに出てきます「新たに設置された薬事・食品衛生調査会」。これは厚生省ですよね。ここは、安全性を確認すると書いてあるわけですよね。1つそれに関連してのご質問なんですけど、参考資料に大きく遺伝子組換え食品を組成、栄養価が著しく異なるものと変わらない同等のものに大きく分けたと。ここの調査会は、遺伝子組換えに関連して、この①も②も、両方とも検査することになるのか、①だけを検査することになるのか。そこはどういうふうになるんでしょうか。

○小林品質課長 これは両方でございます。

それで、安全性のところにつきましては厚生省の方でやっていただいて、それ以降、一応安全であると判定されたものの中にも、組成が同じものもあれば、異なるものもあるという前提のもとで、消費者にどういう情報を提供することが必要か。また生産される側も配慮して現実的かということを検討した上で、表示のルールを決めたいということですので、①、②、両方ともこの調査会でご検討いただきたいと思っております。

○委員 わかりました。そうすると、この遺伝子組換え食品は、すべて組成、栄養価が従来のものと著しく変わるか、同等かはともかくとして、安全性に関しては薬事・食品衛生調査会が調査しますと。その上で、今度は著しく異なるという①の方は、これはメリットがありますという部分を1に分けるという格好になっていると思うんですよね。そうすると、そのメリットが本当にあるのかどうか。私も不勉強にして、高オレイン酸遺伝子と書いてあるだけで、それがメリットのあるもので、高い値段で、高くてもいいというふうに、そこまでの認識がない。そうすると、これからまたそんなものが出てきたときに、メリットを強調できるような遺伝子組換えが。そうすると、それはどの程度本当にメリットがあるのかどうかという判断は、どなたがなさるんでしょうかと、こういうことなんですけど。

○小林品質課長 そのメリット表示の中身ですよ。だから、これは今までも魚を食べたらDHAが何とかと、いろいろございますね。そういうものと同じような話になってきて、そこは私どもの方でそれについてこういう効果がありますよとかいうことについては、恐らくお墨付きとか認証というわけにはいかないの、それぞれのところで科学的分析を踏まえて、宣伝なり普及なりしていただくということが基本になるんだらうと思っております。

私どもの方で、だから高オレイン酸大豆はコレステロールが下がっていいですよというお墨付きを出すという意味で、我々の方で表示を出そうというわけではございません。

○委員 それで、この参考資料の右端の方に、高オレイン酸形質が残ったものが①の特定分別生産流通のものと同様されたものに分かれて、一番上の方はメリット表示が任意でできると、こうなるわけですよ。

○小林品質課長 一番上は、要するに100%か100%でないかということで、右上の「(高オレイン酸遺伝子組換え)」というのは、すべてが高オレイン酸遺伝子組換えですよという、100%だという表示です。

○委員 わかりました。

そうしたら、それは比率の問題だと思うんですが、具体的な商品にメリット表示をするときに、単にこの一番上であれば、高オレイン酸遺伝子組換えの大豆100%ですよという表示だけなのか、高オレイン酸というものはこういうメリットのある酸ですよという表示もあわせできるようにするのかならないのか。今後、いろいろなものが出てくる可能性がありますのでね。

○小林品質課長 それは今でも、例えばDHAを含む食品だとか、いろいろ商品出ていますね。そのルールと同じルールになってくると思っています。

ですから、別にこの高オレイン酸だけ特別なルールというよりも、一般的に、その場合についても例えば、医薬品と間違えられるような、これを食べたら急に健康になりますみたいなものがございますね。そういう薬と間違えられるような表示は、恐らく今でも規制されていると思うんです。そういったものに引っかけられないで、かつ虚偽表示になるといけませんので、うそをついてはいけませんので、うそでない範囲でというふうに幾つかのルールはあると思うんですが、そういった一般のルールに従って、高オレイン酸についても記載していただく。その範囲であれば可能であるということだと思います。

○委員 わかりました。

じゃ、ちょっと意見を言わせていただきますと、今まで遺伝子組換えというのは安全ではあるけれども、消費者にとって本当に安心できるかどうかについてはいろいろな意見がある作物であるということで、従来の遺伝子組換えに対する規定は、そういう消費者のニーズにこたえて情報提供する、そういう意味では否定的というのもおかしいんですけども、ある種の警告

でもないですね、要するにそういう生産性を上げるために遺伝子組換えをしたものであると。

そういう意味では、特に品質面でのメリットがあるわけではないけれども、ということを表示するものであるという中で、今回、メリットのあるものについても、それをある種ポジティブに示していけることになるという意味では初めてではないかと思うんですが。そういう意味では、限定的ではあるけれども、これが遺伝子組換えをやっていくときの一つの今後のねらいになってくると思いますし、やっぱりその情報は情報で消費者に伝えていくべきではないかと思うんですね。

そういう意味では、今回のやや限定的に中身を分けながら表示していくというやり方は、私は意味があるのではないかなと思います。

○本間会長 委員、どうぞ。

○委員 申しわけないんですが、途中から加わっていますので、言葉も含めてなんですけれども、もう一度確認させていただきたいんですが、「分別」という言葉は、要するにそれそのものが遺伝子組換えであるという意味ですか。

○小林品質課長 分別生産流通というのは、要するに遺伝子組換え大豆の場合には、畑から生えてきて実が成った段階から違うわけですよ。ところが、でき上がった大豆の玉だけ見てもよくわからないわけですので、ほうっておくと混ざってしまうとか、あるいは取り扱いを間違えると混ざってしまうという問題がございますね。

ですから、それは畑で取れたときから流通からステップー輸入業者とかいろいろな業者さんを踏んで、最終的なメーカーさんに届くまできちりと分けて流通させてくださいと。要するにきちっと分けて流通させてくださいと。そうしないと混ざってしまいますよということで、混ざらないように流通させるということが分別生産流通という形になります。

○委員 ですから分別という場合には、遺伝子組換えの農産物だという意味ですよ、今までだったら。

というのが、私も余り国語力があるわけではありませんけれども、分別というのは分けて別にするという言葉ですよ。そうすると、消費者からするとどちらが残っているのか、結局、分けて別にした残りのものが残ってあるのか、それとも分けた方が残っているのかという、この「分別」という言葉自体が非常に国語的にわかりにくいんですよ。それにまた「不」がつくと、「不分別」というのは一体どういうことだ。要するに混ざっている可能性がありますよということが、この言葉では普通の一般の消費者が言葉として見たときにわからない。

それで、実際に商品として今、不分別だとか、そういうことをちゃんと表示して、食用油ですとか醤油とかということで、今表示義務がないものについて表示している製品というのが、実際どのくらいあるのかというのをわかりやすくなってもらいますか。

○事務局 私ども農林水産消費センターということで、表示のモニタリングをやっているところですが、そこで4月に遺伝子組換えの表示実態を調査しました。

消費者の方、遺伝子組換えについて相当危機感があるということで、義務表示の対象品目24食品につきましては、全部で5,600ぐらいの商品を全国の128店舗で調査をしましたが、分別して遺伝子組換えですという表示のものは存在していませんでした。また不分別という表示のものもございませんでした。遺伝子組換えでないという表示が、欄外、欄内含めて5,600の全体の57%ございまして、あと43%は分別した上であえて表示をしていないという選択をしたものでございます。

それから、油だとか醤油だとか義務表示のないものについては、表示は基本的に不要でございますから、表示しているしないというのは意味がないことですが、一部の生協等でそういうものについても表示をしているものがございました。それが、ちょっとうろ覚えですが、128店舗で大体250、私どもそういう表示を発見しましたが、そのうちで遺伝子組換えですという表示は、当然のことながらありませんが、遺伝子組換え不分別という表示は5件ございました。残りは遺伝子組換えはないという表示でございました。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

そうすると、実際にほとんどの食用油は、遺伝子組換えが不分別のものが実際には使われているということですよ。今の状況で言えば。

○小林品質課長 可能性があるということですね。

○委員 可能性がある。ですから遺伝子組換えとは言うておりませんで、分別のものがほとんどだということですね。それから、実際に作付け面積なんかを考えると、かなりの部分がそういうことで混ざっているだろうということですよ。

そうすると、今回オレイン酸混合とかというものと、商品的に片方が表示、いわゆる遺伝子組換えということがはっきりした上で表示されると。食用油の方は表示されていないと。それは義務がないからやらないということで、別に違反にはならないんですけども、消費者からすると、同じ店頭のところでは2つの製品が並べられたときに、逆に表示されていないものを遺伝子組換えでないと思う可能性というのは、私はあると思うんですね。

というか、いわゆる専門の製造業者さんであってもQ&Aをつくってもらわないと、どうようにJAS法に適合するような表示をしていいのかわからないぐらいなのに、ましてや消費者は、農作物の遺伝子組換えのことだけに関心を持っているわけではなくて、物を選ぶためにJASの表示を見るわけですから、その部分のところでは高オレイン酸大豆だけが遺伝子組換えという表示があつて、それからほかの遺伝子組換えが混ざっている可能性が高い食用油は表示されないままになっているということになると、逆に言うと、今の状況でメーカーが遺伝子組換えまでつけて製品化するかどうかは別として、もし高オレイン酸大豆を使った製品ができたとしたら、もう一つの方を遺伝子組換えではないと勘違いするという可能性はないんですか。

○小林品質課長 確かに言われますとおり、例えば今言ったものの醤油とか油については、そもそも表示が要らないという現行のルールになっておりますので、消費者の方に十分ご理解をいただいて、我々の方でもきっちり説明をしないと、そういう誤解が生じる可能性というのは恐らくあるんだろうと思いますので、その点についてはきっちり説明していかないといけないと思います。

ただ、今言いましたのは、むしろこの参考資料の表でいきましたら、ここで書いてありますような①、②の場合分け、それからそれに従って右に分けているような、こういうのが今のところ基本的な考え方と。この考え方自体は、2年ほど前にいろいろと研究会でやった考え方から来て、今回、具体化するのとは初めてなんですけれども、一応こういう考え方の整理でやっておりますが、むしろ考え方自体がどうかというご指摘、特に油自体のところについてどうだとかというご議論だろうと思うんですね。

そのところにつきましては、また恐らく今後もいろいろと様子を見ながら順次検討を進めていかなければいけない部分であろうとは思っております。特に、前回のジャガイモのときもいろいろと議論になりましたし、いろいろな議論になっておりますが、現時点では、繰り返しになりますけれども、一般の食品についてはDNAは残っていない以上は、それについては表示をするということの合理性はないのではないかというのが、現在までの判断でこういうふう整理しておりますので、これをさらに一歩踏み越えるのは、もう一度土台のところを洗い直す作業の際に検討されるべき事柄かとは思いますが。

○委員 その議論は、ほかの委員の方も含めてお考えいただく部分だと思います。

私ども、やはり商品のテストとかをしております、一般ルールとして、表示というのは一般の消費者にとって混乱がなく、わかりやすく、誤認がないという表示でないといけないというのがあつて、そういう意味では、今、非常に混乱するような表示になるのではないかとというのが非常に心配になっております。

それと、不分別という言葉とか、分別とかという言葉も、やはりもう少し消費者にとってわかりやすい言葉にするということも含めて、もう一度見直していただくというようなことも必要ではないかと。

それからもう一つ、高オレイン酸というのが、今まではどちらかというと生産者にとって都合がいいということだけしかなかったんですけども、本当に安全性ということが確保されていて、消費者にとって遺伝子組換えということについてきちっとした理解を得るためには、逆に言うと、きちっと表示をしてきちっと説明していくという方が、書かなくてもいいとか、書くとかということではなくて、そういった方が本来の選べる消費者ということで必要になってくるのではないかと。思いました。

この議論を、今、このところでやるべきかどうかは、ちょっと何ともわかりませんし、これだけとっても、そんなに簡単におさまる話ではないと思いますけれども、一応意見としては申させていただきます。

○本間会長 こういうところに使われる字句、文字ですね。これに関しましては、いろいろこれはこの問題に限らず、こういう行政で使われる特殊な言葉というのはあるかもしれません。これに関しましては、いろいろな啓発とか、そういう中で今回対応していくということではよろしいのではないかと。思いますが。

今までの事務局の説明につきましては、ご質問が出尽くしたように思います。

それで、これにつきまして、前回よりはかなりわかりやすく整理されてきたというふうには見えますが、この方向につきましていかがでございますか。ご了承いただけますでしょうか。あるいは、まだこれはやはり大きな問題ということが残りましようか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 今回のこの遺伝子組換え食品の表示の案で、私はほとんど賛成なのですが、ただ一つ、何人かの委員がご指摘された脱脂大豆について、せっかくパブリックコメントの中に「遺伝子組換え大豆を使用」の表示はするが、「高オレイン酸」の表示はしないこととしたいと考えている」という意見も載っているのので、まず初めに、組成、栄養価等から、通常農産物と著しく異なる遺伝子組換え農産物ということでここに区分けされるので、高オレイン酸の形質を有しなくなったものでも、その高オレイン酸についての表示はなくても、遺伝子組換えが義務表示となるというのが、私にとっては一番望ましい表示になります。

○本間会長 では、こここのところをその辺、もう一度ご説明していただけますか。

要するに、高オレイン酸をとった大豆かすを醤油に使う。それでつくった醤油に関して、高オレイン酸という表示はないけれども、組換えだよという表示をしないのかということですね。

○委員 分別生産流通が行われたわけですから。

○本間会長 そうすると、これは今までの一般的なルールがありますね。それに抵触するということになると……

○委員 なるんですか。

○本間会長 「なる」と、私が言うのは逆に。どうぞご説明願います。

○小林品質課長 もしご質問の趣旨が違っているようなら、またご指摘いただきたいんですけども。

資料2-3のパブリックコメントですね。「業界としては、以上のことを考慮して、高オレイン酸大豆を使用して製造した醤油の表示は、「遺伝子組換え大豆を使用」の表示はするが、「高オレイン酸」の表示はしないこととしたいと考えている」と、こういうふうには考えていると書いてあると。それで、従来からの油だとか醤油の関係者の方は、むしろ遺伝子組換え使用と書きたくないと言っておられたのに、ここまで言われるんならば書けばいいじゃないですかと、端的にそういうことですね。

○委員 そうですけども、まず初めの出発が①から始まりますよね。ですから、表示は対象として少しは考えてもらえるのかと思ったんですね。

参考資料の1ページ目の遺伝子組換え食品から始まりまして、①と②でわかりますけれども、脱脂大豆も①の方に入りますよね。ですから、まず高オレイン酸の形質を有しなくなったので、従来のお醤油と同じになるのかもしれないんですけども、この①のところから始まりますので、表示の対象に……

○小林品質課長 済みません。1つは、私もこのパブリックコメントの書いておられることというのが、本当に意図されるとおり書いているのか、あるいは私の読み間違いかよくわかりませんけれども。

今のルールでは、高オレイン酸の大豆は①の方に入って、それで油かすについては、一旦、この①のルートからは出て、そして②の方に入ってきてしまうんですね。②のルールに入ってきて、最終的には醤油の場合には右下の残存しないものという形で、表示の義務から抜け出してしまうと。

○委員 はい、わかりました。①からまた②に入るんですね。

ですが、あと先ほど小林課長が、これからは社会的な検証でも表示については考慮していくようなこともおっしゃられましたよね。ですからそういう点からも少し考えていただければと思ったのと。

あと先ほども委員が、脱脂大豆について本当に組成、栄養価等が異ならないで同じものだというのは、そういうデータのことについてご質問されて、こういうデータも企業からのデータをもとにされているんですね。でも、小林課長は先ほど公的な機関で検査されたとおっしゃられましたけれども、この遺伝子組換え食品が実質的に同等で安全性が確認されていると言った段階でも、この売り込み側の企業がデータが使われていたりとか、科学的なことはわからないんですが。

○本間会長 わかりました。

データに関して、要するに開発者側だけのデータでやるのはいささか心配ですよというご意見ですね。これはごもっともだと思います。そういうふうなものは、やっぱり一般的には公的な機関で、幾つかのサンプリングをして大体やっているものであります。ですから、それがもし著しく違うもの、虚偽のを出した場合には根底からひっくり返るということで、それは端的には今の日本の検査体制だと全部ではないですけども、サンプリングというのは独自にやって、普通のデータを出して

いることは一般的だと思いますので。多分、これはここでたまたまご用意されたのが企業のデータですけれども、これは心配ないと私は思います。おっしゃるのは大変大事なことだと思っております。

○委員 では、脱脂大豆については①に入ったものが②にということですので、今回の表示案で私は賛成いたします。

○小林品質課長 もし、今私が最初に言い間違えておりましたら訂正いたします。

このお配りしました数字のデータ、これ自体は企業のデータでありまして、もし、私が公的機関と言ったらそれは事実ではありませんので、その点は訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

○本間会長 それでは、大分議論いただきました。

それで、あと私1つだけお伝えしたいことがありまして、この横書きの資料の新旧対照表の一番最後の5ページに附則というのが横書きで入っておりますが、お気づきになりましょうか。

私、ここで1つ委員の方々に喚起したいと思っておりますが、この附則の2番に幾つか書いてありまして、別表1より別表3に掲げる表示対象品目は、いろいろな状況でこれから変わり得るので、毎年見直していくんだということですね。これは珍しく気のきいたと言っては失礼ながら、大変今揺れ動いているいろいろな変化の激しいときに、遺伝子組換えに対してどう対応していくかということが書いてあるわけです。

ですから、新しい技術の進歩あるいは登場、あるいはいわゆる消費者の関心度、あるいは理解度、いろいろな状況で要望も課題も変わってくるかもしれないということがありまして、これは逆に毎年見直していかなければならないという対象であるわけです。

前回、部会でこれを検討しましたが、この辺の関心が案外割とすんなり簡単に皆さんが通ってしまったんですが、それは結構なことなのですが、特に問題ないということで新たな提案はなかったので、推移を見守ろうということでございます。

それで、きょうのご議論も新たな事実なりのものができてくれば、また違ってくるということですので、どうかきょうのものが非常に固定的になるということではなくて、毎年見直していくというだけの我々の意思がないと、せっかくつくった附則というものも生かれませんので、どうかこの存在を心に置いていただいての議論ということにさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、では事務局の提案をご了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。

○委員 よろしいでしょうか。

皆さんが賛成していらっしゃるの、私はそれについては皆さん方のご判断だと思いますけれども、一時的に表示に特例を設けて、またそれを変更していくということになると、消費者の中には啓発でカバーできるというものではないので、多分混乱を招くだろうということで、私自身は賛成はしていません。

ただし、皆様方が十分にこのところでご議論されているということも踏まえまして、ここの中の意思については尊重させていただきます。

○本間会長 はい、わかりました。

それでは、ただいまのコメントはありましたけれども、それを踏まえて、このご提案をご了解いただいたということにいたします。ありがとうございました。

それでは、手続からいきますと答申案というのをここで確認するというところでございますね。

(答申案配付)

○本間会長 この答申案ご一読いただきまして、いかがでございましょうか。

実際には新旧対照表の新の方に改正ということになるわけですが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、第1の議案を済ませましたので、遅くなりましたけれども第2の方に移らせていただきます。

それでは議題の2の改正案につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

○井坂上席規格専門官 それでは、お手元の資料の3番でございます。

加工食品品質表示基準の改正案についてご説明させていただきます。

資料に沿ってご説明いたします。資料3の枝番がついていないものですが、これが農林水産大臣から農林物資規格調査会会長あてに出ました諮問でございます。

1枚繰っていただきますと、加工食品品質表示基準の一部改正(案)というものが入ってございます。改正の趣旨といたしまして、視覚障害者は、食品表示を読むことができませんことから、視覚によらない方法として、容器に切欠きをつけることによって、触って食品の識別ができるようになることを期待しておりまして、容器包装の改善をメーカーなどに要請しております。この要請等を踏まえまして、牛乳につきましては牛乳容器識別向上モデル推進事業を活用いたしまして、牛乳の容器につきましては切欠き表示をモデル的に実施しているところであります。

また、この切欠きにつきましては、日本工業標準調査会に設けられました「高齢者・視覚障害者配慮生活用品標準化委員会」で審議されまして、昨年10月に「高齢者・視覚障害者配慮設計指針―包装・容器」といたしまして、JISのS0021というもので告示されております。この告示の中で、牛乳パック等に切欠きをする場合の配慮事項が定められております。

このため、視覚障害者が中身が牛乳であることを容易に識別できますよう、牛乳の容器の切欠きに関しまして、加工食品品質表示基準の改正を行うものであります。

2といたしまして改正の内容ですが、現在までのメーカー等の取り組み、日本工業規格における検討例等を参考にしまして、牛乳パックに切欠きを施す場合の対象となる牛乳の範囲、切欠きの数及び位置等を定め、牛乳パック以外のものに同様の切欠きを施すことを禁止いたします。

具体的には、1枚繰っていただきますと3-2に新旧対照表がございます。

現在、今委員の皆様はその牛乳の切欠きを施しました空のパックをお回ししております。この牛乳の切欠きにつきましては、要は牛乳に任意で切欠きを施す場合、1つだけ施していただく。それで、牛乳以外のものに切欠きをされますと、結果としてどれが牛乳だかわからなくなるということから、これは牛乳の種類別の品質表示基準ではなくて、すべてのものに適用します加工食品品質表示基準におきまして、その新旧表の第6条にありますように、表示禁止事項といたしまして、屋根型紙パックの容器の上端の一部を1カ所切り欠いた表示、これをすべて禁止します。

それで、例外措置といたしまして、括弧書きで、別表4の左欄に掲げる加工食品、これが牛乳と特別牛乳でございます。それにつきまして同表の右欄に掲げる方法と。この絵が書いてありますが、これがJISで告示されているものでございます。これにより、牛乳に1個切り欠く場合は、これを例外として認めるといふこと、また、牛乳以外に1個切り欠くことはすべて禁止します。それで牛乳も強制ではありませんで、やる場合はこの表示の方法でやっていただくという内容でございます。

これにつきまして4月25日から5月24日までパブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見はございませんでした。それとWTO通報につきましても、6月22日から8月21日募集しておりますが、意見はございませんでした。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

これにつきましても部会が開催されておりまして、私とその部会長を務めましたので、かわりに事務局の方から部会のご報告をいただきたいと思っております。

○井坂上席規格専門官 それでは、ご報告いたします。

平成13年2月22日に調査会委員5名、専門委員12名によりまして改正案の検討がなされまして、原案どおり了承されました。

その際の主な検討内容といたしましては、非常によいことであるので、ぜひ進めていただきたいという意見が多数ございました。それともう一点につきましては、実施時期につきましては容器メーカー7社の機械がそろった時点で一斉に行いたい旨のメーカーからのご意見がございました。

以上が主な検討内容でございます。

なお、アクションプログラムに基づきます意見の口述の希望者はございませんでした。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

皆さん方のお手元に実例が一周したかと思っておりますが、これは極めてわかりやすい実例かと思っておりますが、いかがでございますか。

○委員 なぜ牛乳だけが対象になるんですか。

○井坂上席規格専門官 現在、視覚障害者が非常に利用するものとして牛乳が一番多いということと、それと現在容器を見ていただきますと、要は切欠きをするスペースが2つしかございません。何にもしないか、1つか2つということで、視覚障害者が最も望んでおられるのは、牛乳とそれ以外のものをまず一番に区別してほしいと。

それで2つ目は、どこまでをどういうものにするかというのについては、まだ結論に至っていません

るので、とりあえず牛乳だけを他のものと識別するということでは、視覚障害者の意見が一致しておりますので、まず最初に牛乳をとりあえず緊急的にやるということでございます。
○委員 それとちょっと質問なんですけれども、この屋根型に特定していますね。屋根型だと、多分 500ミリと1リットルと、あっても 300ミリだと思うんですね。あと普通にあるのは、200、250、300で、上が平らのがありますよね。

私、思ったんですけれども、視覚障害者の方が1回こっきりで飲み干すときには、200とか 250でも使うのではないかと思ったんです。それをなぜ屋根型に限定したのかなと思ったんです。

○井坂上席規格専門官 検討の中ではいろいろな表示の方法も、現在、切欠きということですが、点字もありますし、マークというのもいろいろあるわけでございます。それで、実際実行するに当たりまして、要は任意でやっていただくということで、一番実行の可能性のあるもの、経済的また技術的に可能なものということで切欠きに至ったわけでございます。

点字につきましては私もよく知らなかったんですが、最初から視覚障害者の方は学校へ行って読めるんですが、途中からの方はほとんど読めないということで、点字の表示というのは利用できる方が少ないと。それとあとポツポツとかマークでやる場合も、容器の強度等がありまして、要は切欠きの部分が圧着部分で厚くなっていますから、そこでしたらできるということで、とりあえず実行可能なものとして屋根型紙パックが選ばれたわけでございます。

○委員 点字じゃなくて、200とか 250もあの上の厚い部分というのはありますよね。

○井坂上席規格専門官 屋根型紙パックであれば、容量とは関係ない。

○小林品質課長 普通のものでもあるのではないかと。

○委員 だから、どうしてそれが屋根型になっているのか。

今言ったように、200とか 250は1回こっきりで飲んでしまう量です。あの1リットルだと1回では飲めないから冷蔵庫に保存したりしますよね。だから、人によっては1回で飲んでしまう方が保管しないからいいということになれば、200の四角いパックで上がああいうふうに厚くなっている部分で、切欠きができるんじゃないかなと思われるものがあるんですよ。それがほとんどだと思うんです。

○小林品質課長 まず、この1つは前提として、これは義務ではないということなんです。それでメーカーさんがそういうふう配慮された場合はつけることが可能ですよということ、例えばほかのジュースだとか何とかについては、似たようなマークをつけてもらっては困りますよという禁止。つける方が任意で、ほかのものについては禁止と、こういうルールなんですね。

現実の問題としてどうかというと、屋根型のものについてはそういう実例がかなり出てきているということがありますので、まずそこについて似たような表示をされると混乱しますので、そこをまず守ることが第一に出てきているんだろうと思うんですね。

ところが、今言われていますのは全く立方体みたいになっているものですよ。ああいったものも起こせば出てくるんでしょうけれども、普通は平べったく寝てしまっている状態のものについて、まだ現実の問題として、そういう切欠きをつくらうということがなければ、ルールだけ決めても仕方がないことになるわけですね。ですから、そういう形のものについて現実としてそういう対応する方法なり、一番いい方法があれば、それはまた別途追加していけばいいんだろうと思うんですが、現時点では、まだそういうのがない時点では余りルールを決めても……

○委員 じゃ、でも屋根型と限定することはないんじゃないですか。牛乳パックであればいいわけでしょう。

○小林品質課長 そうですね。

○委員 屋根型にしなくても、技術的にもし牛乳屋さんの方でやりたいとなれば。こうなってしまうと、逆に言うと屋根型しかできなくなりますよね。屋根型のパックと規定しているんだから。だけど、牛乳とほかのものを区別したかったら、現にそういう牛乳が現存しているということは、牛乳屋さんの努力次第では、それもつけることもあるかもしれないということですよ。

だから、屋根型と限定する必要があるのかなと思ったんです。牛乳とほかのものを区別するという意味でつけるんだとしたら、屋根型は要らないんじゃないかなと思います。

○本間会長 それではこれに関しましては、なぜ屋根型がいいかというのは、これは技術的な問題ですよ。委員からご説明いただけますか。

○委員 私は、容器メーカーではありませんけれども、世の中には紙容器というのはゲートルップ、要するに屋根型ですね。屋根型の今皆さんの前にある、これは全部屋根型のカートンです。もう一つはれんが型といいまして、真っ平らなブリックタイプといいます。これは委員が幾ら切欠き、切欠きと言っても、切欠く場所がないですね。

○委員 上の部分が起きてないからという意味ですか。

○委員 ええ、どこか起こせばいいですけども、そういうことをしたんでは逆に大事な牛乳のシ

ールの安全性が損なわれますから、そこまで要求するのは私はやや物理的に難しい、また安全を損なうのではないかという感じがいたします。

ですから、ゲブルトツプ、要するに屋根型のカートンだけについて、しかも任意でやる場合はこれでやりなさいと。それはそれでも、今のところ仕方ないと思います。

○委員 要するに安全性で、それ以外はつけられないということですか。

○委員 はい、そのところを切り欠くと、逆に密封性が悪くなるおそれがあるということですね。

○委員 生協でちょっとモデル事業のようなことをやりまして、かなりのお店とかいろいろな全国エリアでやったところでは、非常に好評でした。やっぱり小さいのより、ためて冷蔵庫へ入れておくということでは、まあ1000mlが一番かなというふうに、生協のお店の販売では出ていました。

ただ心配なのは、価格はどうなるのかなということでは、まだ、メーカーと直接やってくださいみたいな話になっているんですけども。結果から言えば、別に視覚障害者とか高齢者だけでなく、いろいろな問題を含めて非常にいいということで、ちょっと資料見てればうま過ぎるなと思うんですけども、96%の人がやっぱりこれはいいということで推していますので、ちょっと参考になればと思います。

○委員 むしろ、非常にいいことだということが部会でもあって、これは実際にやるメーカーの協力体制、これが任意ですから、逆にそっちの方が非常に重要になってきて、やっているところとやっていないところが出る方がむしろ混乱を招くので、我々としてはできるだけ呼びかけて一斉にやれるような、業界の方もおっしゃっていましたが、それに対しての協力体制をみんなで官民挙げて協力するというのがまず第一歩だろうと思います。

任意というのは、やってもやらないでもいいことなんだけれども、今回の場合、やっぱりみんな各メーカーが協力体制でやるということで混乱のないようにしていくことが必要なかなと思っています。そこらあたりについては、逆に行政の方からも手当なり出して、いろいろな面からのご協力なり、促進体制のご支援をいただきたいと思います。

○本間会長 先ほどのあれは、やはり非常に切欠きを入れるということは、あそこのところから非常に汚染するということが濃厚なんですね。ですから、これはやはりかなり技術的にそれを積んでいかないと危ないだろうという気がいたします。

それでは、特にご意見なければ原案どおりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、原案をお配りください。

(答申案配付)

○本間会長 お手元に答申案というのが配られましたが、実際には資料3-3にあります図が入った現行と改正案というものの、こちらの改正の方にご賛成いただくということでございます。

では、この内容よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○本間会長 ありがとうございます。

さて、次は第3番目の議案に移らせていただきます。

それでは、事務局からご説明いただきます。

○井坂上席規格専門官 では、次は資料4になります。

はっかの日本農林規格の見直しにつきましてご説明させていただきます。

この資料4につきましては、事前に配付させていただいた資料と何ら変わっているところはございません。

これは平成13年5月25日に農林水産大臣から農林物資規格調査会長あてに、日本農林規格の見直しということで、2として、はっかの日本農林規格の諮問が出ております。

今お回ししていますのは、はっかの取卸油でございます。外観だけにしてください。こぼしてしまうと、大分あと会議室が使いなくなってしまうかもしれませんので。

4-1としまして、はっかの日本農林規格の見直しについて(案)でございます。

1といたしまして、見直しの趣旨ですが、平成11年7月に改正したJAS法第9条の2の規定に基づきまして、JAS規格を現実の生産、流通、消費の実態に的確に対応したものとするために見直しを行うということでございます。

2といたしまして見直しの結果でございます。はっかが日本で本格的に栽培されるようになりしたのは、大分古うございまして、岡山が1817年といえますから、文化14年ぐらいからやっております。それと山形も明治の最初から、主にヨーロッパ向けの輸出でやっております。北海道につきましても、明治17年に栽培が開始されております。最盛期は世界の生産量の70%を占めており

ました。それが1904年にはっかの合成というものが行われました関係上、順次衰退してきておりまして、最近では北海道北見地方におきまして限定的に生産、製造されております。

現在、はっかの栽培戸数は11戸でございます。それで生産量は取卸油で1tでございます。輸入の量といたしまして、現在はインドから225t、中国から57tと、約280tぐらい輸入ものがございまして、国産は1tという状況でございます。

農産物検査法によりまして、今まではJASの取引が行われておりましたが、平成13年4月に農産物検査法のはっかに関する規定も削除されましたし、実需者、流通業者、製造業者におきまして、将来にわたりJAS規格による取引が行われることが考えられないということでありましたことから、今回、日本農林規格を廃止するというものでございます。

次のページを繰っていただきますと、4-2といたしまして、これがはっかの日本農林規格でございます。

適用の範囲といたしまして、この規格は和種のはっかの取卸油に適用するということでございます。はっかにつきましては、洋種のはっかと和種のはっかがございます。洋種のはっかにつきましては、南ヨーロッパ原産のペパーミント系と中央ヨーロッパ系のスペアミント系がございまして、和種につきましては、日本の野生種でございます。和種につきましては、結晶の含有量が多いというのが特徴でございます。

この規格につきましては、取卸油について規格を設けてございます。取卸油につきましては、後ろの方の参考資料の2に、はっか取卸油製造工程というのが書いてございます。それで、はっかを収穫いたしまして、葉っぱとか茎を乾燥して水蒸気蒸留をします。それで出てきたものの油分と水を分けまして、油分が取卸油になります。

それで、実際は農家がここまで行って、あとは次の業種に渡すわけですが、この取卸油に規格が設けられているということでございます。

次のステップといたしまして、その取卸し油から結晶脳と結晶脳を除いた油というものにそれぞれ分離されて使用されるということになります。

また、4-2の規格の方に戻っていただきたいんですが、そういうことで、そういう取卸油に規格が設けられているということでございます。

それと第3条で品位といたしましては、要は採脳率ということで、結晶脳がどれだけ取れるかというのが取引の条件になっております。それで、これは標準品を使いまして、そういう取卸油から結晶脳が1等、2等ですと30%以上取れるものと。等外といたしましては、それ以下のものが等外になっております。そういう規格の組み立てになっております。

それと次の4-3ですが、はっかの日本農林規格は1にありますように、昭和45年2月に制定されておまして、2としまして、この見直しに関する関係者の意見でございます。

それで、先ほどご説明しましたように、2の(3)が製造者でございます。これは北海道の北見の滝上農協で、その傘下の11戸がつくっておるわけでございます。それで、現行はそれぞれ農家がつくった全量を、(1)のはっか工業会が買い上げるというシステムができております。そういうことから、特にJAS規格による取引ではなくて、もう契約栽培で全量買い取りということになっております関係上、はっかのJAS規格につきましては、製造者、流通業者、実需者というものについて、それらの必要性は認められていないということでございます。

参考といたしまして、後にはっかの生産状況、利用状況をつけてございます。

それと4-4といたしまして、これは廃止ですので、パブリックコメントを実施してございます。これは4月4日から8月2日までの間パブリックコメントを実施しましたが、寄せられた意見はございませんでした。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

これにつきましては部会が開かれておりますので、部会長を務められました有馬委員からご報告願いたいと思います。

○委員 調査会委員9名、専門委員8名で、5月31日に農林物資規格調査会が開催されましたが、原案どおり了承されました。

基準の作成に際しましてのアクションプログラムの骨格等につきまして公示をいたしましたが、意見を述べる方はいらっしゃいませんでした。

部会の主な内容ですが、先ほど上席の方からご説明ありましたけれども、それと同じようにJASの規格の制定時での経緯等についての質問等がありましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、今の諮問事項につきましてご意見を賜りたいと思います。廃止ということでございます。

(「異議なし」の声あり)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、原案をお配りください。

(答申案配付)

○本間会長 今は合成品にとってかわられているという時代でございますね。寂しさはありますけれども。

それでは、原案どおり廃止ということにさせていただきます。ありがとうございます。

4番目の議案に移りたいと思います。

事務局からご説明をいただけますでしょうか。

○井坂上席規格専門官 それでは、資料5につきましてご説明させていただきます。

資料5につきましては、農林物資規格調査会運営規程の改正についてでございます。

これにつきましては、13年1月6日に中央省庁の再編に伴いまして、審議会につきましてもそれぞれ再編されているところですが、食料・農業・農村政策審議会、米価審議会等につきましても、会議を公開するというようになってきたことを踏まえまして、ここにありますように、審議会等の透明化、見直し等につきましてこの閣議決定に基づきまして、会議の公開などの一部改正を行うことによりまして、運営の透明化の確保に努めるという趣旨でございます。

具体的には、1ページ繰っていただきますと5-1という運営規程の新旧対照表がございます。それで第4条の部会の招集等というところで、2項で「部会の議長は、部会長とする」という規定がございます。現在、総会の議長は会長がするというようになっておりますが、そこをはっきり明文化したものが現在ありませんので、改正案としまして2条の2項に「総会の議長は、会長とする」というのを入れさせていただいてきちっと明確化するという内容がまず1点でございます。

2点目としましては、第6条の会議でございます。現状は「会議は、非公開とする。ただし、関係行政庁の職員その他の者で会長が必要と認められた者は会議に出席して意見を述べ、又はこれを傍聴することができる」という規定になってございます。それで、会議は部会、総会につきましては非公開ということになっておりまして、部会につきましては例外としてアクションプログラム等に基づきまして、傍聴者及び意見を口述することを希望する者につきましては、それぞれ参加を認めているというのが現状でございます。

これにつきまして改正案としまして左側ですが、「会議(総会又は部会)は、公開とする」という原則公開にするということでございます。それでただし書きとしまして「公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議長は、会議を非公開とすることができる」ということになってございます。このただし書きにつきましては、他の審議会と同様な文言としてございます。

それと第2項としまして、「議長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる」として、円滑な審議ができますよう、これも他の審議会と同様この規定を入れてございます。

それと第3項としましては、現行の第2項と同じなんですけど、JAS調査会におきましては、部会の部会長というのは、通常ですと大体部会が1回開催されまして、その開催されたその場で互選により部会長が選ばれるということですので、そのあらかじめ届け出し、部会長の承認を得なければならぬといっても、部会で部会長が決まらないとできない場合が多々ございますので、その場合につきまして括弧書きとしまして「部会長が選任されていない場合にあっては会長」ということになっております。

それと第4項としましては、現行の第6条の1項をそのまま引いてきております。それと第5項につきましては、それぞれ会議が総会または部会、議長というのが総会にあっては会長、部会にあっては部会長と整理していますので、文言の整理をそれぞれ5項においてしております。

それと7条2項につきましても、同じような議長という整理をさせていただきます。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

何か今のご説明につきまして、わからない点がありましたらご質問ください。

一番大きなところは公開のところかと思いますが。部会をかえっていろいろな詳細な意見が出てくるということで公開にしない。それから、総会を公開にするということですね。

○小林品質課長 基本的には両方公開するということです。

○井坂上席規格専門官 部会と総会、両方いずれも公開するという事です。

○本間会長 特に、非常に利害が鮮明に出てくるような場合には、これは公開しないこともあり得るということで、議論がかえって十分できなくなるということもあり得ますので、そういう非公開の場合も一つ保留をされているということでございます。

いかがでございましょうか。

○委員 改正案の3番目に、部会に出席して意見を述べることを希望する者を云々というのがありますね。あらかじめ届け出てほしいということで。これは単に意見を述べたいということ言えばいいだけですか。それともこういう意見を述べたいと、具体的に言うておく必要があるのかどうかですね。

○小林品質課長 これはアクションプログラムに基づきまして、通商広報に何月何日にこういう部会をやります。議題とこういうことですよということを公示します。それで意見を述べることを希望する方は、事前に意見の要旨というのを出していただきます。そういうことでございます。

○委員 わかりました。

○本間会長 よろしゅうございましょうか。

○委員 先ほどご説明にアクションプログラムで通商広報とおっしゃっていましたが、一般的に通商広報というのは、ごく一部しかなかなか見る機会がないということで、もう少しインターネットとかというお話もあったのではないかと思います。

○小林品質課長 前のご指摘いただきまして、通商広報に載せる文書を、それ以来ホームページにずっと載せております。

○本間会長 それでは、原案のとおりご了承いただいたということでよろしゅうございましょうか。

(「賛成」の声あり)

○本間会長 ありがとうございます。

それでは、これで予定されました議案4件は終了したことになります。

実はその他ということが一つございます。

これにつきましては、これからの調査会の作業の予定にかかわることですので、これはかえって私もお相談を受けまして、一応説明しておいた方がよろしかろうという判断に立ちましてご説明願うわけですので、ことさら採決その他を伴わないということですので、どうぞひとつお願いいたします。

○小林品質課長 その前に一つ、まだ先ほどの遺伝子のことで私お答えが漏れていたものがありまして、それは遺伝子組換え大豆で作った油かすを使った場合に有機がどうなるかということについて、私、ちょっと知識が不足しておりまして十分お答えできておりませんでした。確認いたしましたところ、現在の有機のルールでは、堆肥については遺伝子組換えかどうかということについては制約を設けていないと。要するに植物の根っこにまくものですので、それ自体については特段の規定は設けていませんので、仮に遺伝子組換えに由来する大豆かすであっても、肥料として使うことについては制約は設けていないというのが現在の有機のルールでございます。これがまず一つ。

それから、次に本題の方でございまして。

今、会長の方からお話いただきましたことについてですけれども、少しご相談させていただきたいことについてお話しさせていただきます。

内容は何かと申し上げますと、JASの規格、先ほどはっかの規格を廃止するというお話をしましたけれども、ああいうふうな規格というのが実は101品目ございます。林産物もありますし、インスタントラーメンだとか、いろいろなものがあるわけですね。これは終戦直後で大変物資が不足していて、言ってみれば粗悪品も世の中に流通しているというのが、本来、JAS制度発足のときの背景なんですけれども、それ以来順次拡充をしてきて、現在101品目、352規格というものがございます。もちろん、これは消費者の方が選択をしていただくとか、あるいは生産者の方が取引を合理的に行うという意味で大変大きな役割を果たしてきたとは考えておりますが、実態を見ますといっぱいあるJAS規格の中には、必ずしも時代の流れに対応し切れていない。そのために十分には利用されていないという規格もございます。

それから、いわゆる飽食の時代だとか、多様な商品がふんだんにある中で、必ずしもそういう画一的な規格が必要なのだろうかと言われるような規格も存在しているというのは、多分、現実の問題であろうと思います。

そういうJAS規格そのものに由来する問題と、その一方でまた全然別の話なんですけれども、一般論として国の定めます規格とか基準といったものにつきましては、行政改革だとか民間の力を活用するのに、お上がそんなに口を出すのかという意味でのご指摘もございます。そういう意

味で、時代の流れに対応してスクラップ・アンド・ビルドというものを迅速に行っていくということも時代の要請と受けとめております。

平成11年にJAS法を改正しました際に、こういったJAS規格の現状と、それから行政改革とか民間の力の活用、こういった流れを受けて、JAS規格については5年以内に全面的に洗い直しなさいという規定が、法律の規定に明文として規定されております。こういった規定とか、あるいはこういう状況を踏まえまして、平成12年の改正法施行以来、今まで1年と少しがたったんですが、今までに14品目、規格数でいきますと56規格が本調査会で見直しの検討をしていただいて、あるものは廃止、あるものは統合、あるものは改正というふうに検討いただきました。本日もはっかについてご検討いただいたということでございます。

最初に申し上げましたように101品目ありますので、十数品目終わったとしても、まだ90品目今からご検討いただくこととなります。正直申し上げまして、今までご検討いただいたものにつきましては、比較的そういう廃止だとか改正についてご異存のないものから順次ご検討いただいたと思うんですが、今からは次第に生産者の方あるいは消費者の方から意見がいろいろ分かれる品目。ある方は、この規格はもう要らないと言われる。ある方は残すべきだというふうな品目を、今後順次ご相談しなくてはいけないということになっていきます。

しかしながら、この12年の新しいJAS法のもとで、どういう品目についてはJAS規格を残し、どういう品目のものについてはJAS規格を廃止するのか、あるいはどういう品目については改正をするのかということについての明確な線引きのルールというのは、今の時点ではないわけです。もちろん、今までのJASの制度は長いわけですので、平成9年に一旦作った基準だとか、その後も一定のルールだとかというのはあるわけですが、新しい制度のもとでそれを確認したものというのは、現時点ではないということになります。

そうしますと、101品目その都度、その都度議論をしていきますと、後になってみると、あるものはどういうわけか廃止され、あるものはどういうわけか残ってしまっているということになりますと、どういう基準でこの規格が残ったのか、あるいは廃止されたのか、後々の人から言わせるとよくわからんということになりかねないということを懸念しております。

当然、このJAS調査会といいますのは、こういう規格についてどういうものをつくり、どういうものを廃止するかというのを決めていただくのが一番重要な業務の一つですので、そういった見直しの考え方というものを、今から個々の基準を検討する前にご検討いただくことが、このJAS規格の統一的な考え方として合理的な作業をするためにも重要かと。また、我々も事務的にもそういったことをやっていただけると大変ありがたいということを考えております。ということで、そういった規格の内容をご検討いただければ大変ありがたいと考えております。では、どんな規格を考えているのか。それにつきましては、この調査会でご検討いただくことですので、私どもが予断をもってこういう規格でなければいかん、ああいう規格でなければいかんということを申し上げることは、今の時点ではできないと思いますが、これは別に拘束する意味でも何でもありませんけれども、例えばということで申し上げますと、生産者がほとんど少なくて、もう品質差がほとんどないというものであれば、そもそもJAS規格というのは必要なんだろうかという問題意識は一つございます。

それから生産量とか流通量が物すごく減ってしまっていると、もう世の中で流通しないというもの。こういったものについて、果たして必要なんだろうかという問題意識もございます。

それからある程度生産量はあるにしても、もう特定の都道府県でしか作られていないと。極めて地域限定型の生産ものについては、それはもう県の規格でいいのではないかと。国の規格である必要があるんだろうかという問題意識がございします。

それから規格は決められているけれども、実際にはほとんど利用されていない。利用率が極めて低い、こういったものについてもどうなんだろうかという問題意識もございします。ほかにもいろいろあると思います。

こういったことにつきまして、こういった基準で廃止あるいは改正の基準をつくるべきかということについてご検討いただけると、今後の議論が効率的に、かつ整合性のとれたご審議をいただけるんではないのかなと考えております。それがまず内容の問題。

それからもう一つ、こういったご検討をいただくについては、どういう手順でご検討をいただくかということ。これについては、いろいろと方法はあり得るんだろうと思います。それにつきましては、またちょっと少し手順は会長ともご相談をしながら、最終的にはこの総会にかけてご検討、そして結論を出していただくんですが、その前の下ごなしというものをどういう形でやっていくのかと。突然ボンと出して、突然ボンと決まるというのはなかなか難しいんだろうと思いますので、その下ごなしの手続につきましては、会長とご相談させていただきたいと思いますが、いずれにしても、何らかの形で皆さんにたたき台、素案をお示ししてご検討いただいて、ある程度の内規とか指針みた

いなものを決めていただいて以後、順次JAS規格をその指針に従って検討いただくと、そういうふうに進めていきたいと考えております。

以上、少し長くなりましたけれども、きょう、ちょっとお願いをさせていただきたいのは、繰り返しますと3点でございます。

1つは、こういったJAS規格の皆さんの基準というほどでもないんですけれども、内規というか、申し合わせといったものをこの調査会でお決めいただけないでしょうかというのが1点目。

2点目は、そういう作業においてはいろいろとご意見をいただかなければいけませんし、関係者によって意見が違ふと思いますので、いろいろとご意見調整なんかについてはご負担をいただきたいということでご了承いただきたいのが2点目。

3つ目が、その具体的な段取りについては、ちょっとまた会長ともご相談させていただいた上でご一任いただければ大変ありがたいと。この3点を、もしよろしければご了解いただきたいということでご相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

○本間会長 ありがとうございます。

これから全部見直すということになりますので、このような措置をさせていただくということにしたいと思っておりますが、何か簡単な質問ございますか。

○委員 長くなって恐縮なんですけれども、パブリックコメントの取り扱いについてお尋ねしたいと思っております。

先ほど田中対策室長さんの説明の中で、ごもっともなコメントに対して改正案に盛り込んだというご紹介なんですけど、中には役所として、あるいはこの調査会で同意できないコメントもあるはずでございますね。アメリカの場合に、フェデラルレジスターを見ておりますと、両方に対してきちっと回答しているんですね。エフジェイとかアメリカのユーエスジェイ、文部省あたりは、両方に対してカテゴリーを分けて、まとめて、こういう意見があったけど、我々はあなたの意見には同意できないと、そういう答えをしております。

その中で、私たちは非常に役所の考え方、原理原則というものが、そのやりとりの中で非常に浮き彫りに出ているわけですね。それで、私たちは非常に理解の度合いが進むということになりますので、日本国政府の場合は、パブリックコメントをどう扱うに今後なさっていくのか。仕事がふえて、おまえ何言うかというお話はあるかもわかりませんが、私たち一般国民として、その辺を非常に注目しているところがあるかと思っておりますので、ちょっとこの内容をお聞きしたいと思います。

○井坂上席規格専門官 現在も、パブリックコメントの寄せられた意見に対する取り扱いにつきましても、もう既に決まっております、寄せられた意見につきましても、それぞれ行政側の意見を付しまして、それぞれ公開しております。

つまり、JAS調査会につきましては、総会終了後、寄せられた意見についてそれぞれコメントをつけてホームページに載せてございます。

○委員 大変失礼しました。私、よく現実を知らなかったもので。ありがとうございます。

○本間会長 品質課は日本じゅうに対応しているという、大変忙しいことになるかと思っております。今の見直し作業につきましては、ひとつこれでご了解というか、ご相談しながら、また委員の方々のご協力を得たいと思っております。どうぞひとつお願いいたします。

それでは、きょうはこれで用意された議案すべて終わったということですが、遺伝子のところは大変時間がかかるし、また私たちが出した決定というものは、実際には非常に世界の注目を浴びる部分でありますので、いい意味で整合性をだんだんとしていくということが将来の課題ではないかと思っております。

とにかく5時前に終わることを感謝しております。ありがとうございます。

○小林品質課長 どうもありがとうございました。

私どもの説明が上手でなかったもので、時間が大変遅くなりまして申しわけございませんでした。また今後ともよろしく願います。

どうもありがとうございました。